

官報

平成二十三年八月二十四日

○第百七十七回 参議院會議録第三十五号

平成二十三年八月二十四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十五号

平成二十三年八月二十四日

午前十時開議

第一 運輸事業の振興の助成に関する法律案

(衆議院提出)

第二 東日本大震災による被害を受けた合併市

町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成二十三年八月二十四日 参議院會議録第三十五号

議事日程追加の件 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。経済産業大臣海江田万里君。

(國務大臣海江田万里君登壇、拍手)

○國務大臣(海江田万里君) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

資源価格の乱高下や国際的な資源獲得競争が激化している中、我が国のエネルギー供給における化石燃料の占める割合は依然として高い水準となっております。化石燃料の大半を海外からの輸入に依存している我が国にとって、エネルギーの安定供給の確保のためには、太陽光、風力、水

力、地熱、バイオマスなどの純国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠であります。このため、再生可能エネルギーに由来する電気の導入の比率を高めていくことが重要です。

また、国内外で地球温暖化対策の強化が求められる中、再生可能エネルギーに由来する電気は、発電段階で温室効果ガスを排出しないという強みを有しており、地球温暖化対策にも資するものであります。

加えて、我が国経済を成長軌道に乗せるためには、昨年取りまとめた新成長戦略を着実に実現させることが重要であります。中でも、日本の優れた環境技術・製品を国内外に展開し、成長と雇用の確保を実現するグリーンイノベーションに向けた取組の推進は喫緊の課題であり、再生可能エネルギーの導入拡大は、関連産業の成長を通じた市場の確保と雇用の増大に大きく貢献するものであります。

こうした点を踏まえ、本法案により再生可能エネルギーに由来する電気について固定価格買取制度を導入し、再生可能エネルギーを用いる発電設備の設置に関して投資回収の不確実性を低減させ、その導入拡大を一層促すことといたします。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じ

るよう義務を課します。

第二に、電気事業者が調達に要した費用については、賦課金という形で、全ての電気の需要家に電気の使用量に応じて御負担いただくことといたします。その際、再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安定供給の確保及び温室効果ガスの削減という国民全体の利益となるものであることに鑑み、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないよう、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるなど所要の措置を講じます。

第三に、電気事業者に対して、再生可能エネルギーに由来する電気について、一定量の利用を義務付けてきた電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、今般、再生可能エネルギーの導入拡大効果がより大きいと見込まれる固定価格買取制度を導入することから、廃止することといたします。ただし、既存の発電設備の運転に著しい影響が生じないよう、必要な経過措置を講じます。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われています。

第一に、経済産業大臣が調達価格等を定めようとする場合には、関係大臣に協議等を行うとともに、新たに設置される調達価格等算定委員会の意見を聞き、これを尊重しなければならないことと

するものであります。この調達価格等算定委員会は委員五人で資源エネルギー庁に設置され、その委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命することとしております。

第二に、一定の要件を満たし、経済産業大臣が認定した事業所に対する賦課金の特例を設けることとするものであります。特例が適用される事業所に係る賦課金については、規定により算出された額から、当該事業の電気の使用に係る原単位にに応じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

第三に、東日本大震災により著しい被害を受けた事務所、住居等の電気の使用者であつて政令で定めるものに対しては、平成二十五年三月三十一日までの間において、賦課金の額をゼロ円とすることとするものであります。

また、その他、所要の措置を講ずることとするものであります。

以上が衆議院における一部修正の概要でございます。

続きまして、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化

対策、グリーンイノベーションの促進といった観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が我が国にとって重要な課題となっております。

こうした中で、再生可能エネルギーの導入拡大のために提出した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に基づくいわゆる買取制度を円滑に実施し、あわせて、再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の合理化等を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、買取制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的、固定的なコストの変動に起因する料金等の改定については、簡易かつ機動的な手続として、事前届出により行うことができることといたします。なお、公益事業に係る規制の整合性の観点から、ガス事業法についても同様の措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー活用の裾野を広げる観点から、現在、送配電ネットワークの利用が認められていない地域限定の電気事業者である特定電気事業者が再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する等、規制の合理化を行います。

第三に、買取制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たつての紛争の増加が予想されます。このため、発電

事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行います。

以上が両法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。友近聡朗君。

〔友近聡朗君登壇、拍手〕

○友近聡朗君 民主党の友近聡朗です。

ただいま議題となりました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案に関して、民主党・新緑風会を代表して質問いたします。

東日本大震災の発災から五か月以上が経過しました。改めまして、震災によりお亡くなりになられた方々への御冥福をお祈りしますとともに、今なお避難所などで不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々、被災地域に御縁のある皆様からのお見舞いを申し上げます。

さて、本法案は、総理が退陣の条件とされていた三つの条件のうちの最後の条件になります。

本法案の具体的な内容についての質問に入る前に、まず、我が国のエネルギー政策全般について海江田経済産業大臣の考えを伺います。

菅総理は、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以来、エネルギー政策の白紙からの見直しを表明し、脱原発依存の方針を明らかにしまし

た。世論調査などでは、多くの国民がこうした考えに共感しているようであります。

しかし、その一方で、現在稼働中の原発は次々と停止しており、このままいくと来年春までにはほぼ全ての原発が止まり、国民生活や産業活動に大きな影響が出るのではないかと不安が高まっております。

今後、どのように日本社会を成り立たせ、国民生活を守っていくのか、我が国のエネルギー政策の在り方について、脱原発と原発再稼働の観点も含めて、経済産業大臣にお伺いいたします。

次に、エネルギー基本計画についてお伺いします。

そもそも固定価格買取制度は、温暖化ガス削減を主眼として導入の検討が始まりました。本法案の前提であるエネルギー基本計画は、発電コストが安いとされていた原発の発電依存度を中長期的に高める方針でありました。大震災によりエネルギー基本計画が白紙見直しとなった今、この法案の有効性や枠組みをもう一度見直すべきだという声もあります。

政府は、再生可能エネルギーの普及促進を柱とする新たなエネルギー基本計画を二〇二二年半ばまでに策定する方針を固めているとお聞きしておりますが、遅過ぎるのではないのでしょうか。まず、速やかに根幹となる基本計画を決めるのが筋であり、目標達成の手段として再生可能エネルギーの買取制度を提案すべきと考えます。加え

て、エネルギー戦略を決める上で不可欠な電源別発電コストですら納得できるデータが公表されていないと感じています。経済産業大臣の御見解をお伺いいたします。

菅総理は、本年五月にフランスで開催された主要国首脳会議において、発電電力量に占める自然エネルギーの割合を二〇二〇年代のできるだけ早い時期に少なくとも二〇％を超える水準にするとの目標を掲げました。この目標は、昨年六月に改定したエネルギー基本計画において、二〇三〇年に達成するとされていた目標を大幅に前倒しするものであります。

この新たな目標と法案の関係について伺います。

固定価格買取制度を導入することにより、現在は大規模水力を除けば総発電電力量の一日に占めていた再生可能エネルギーによる発電がどの程度まで増加すると見込んでおられるのか。法案により導入される固定価格買取制度は、二〇％目標の達成のためどの程度寄与するものなのでしょうか。

周知のとおり、再生可能エネルギーの費用を負担するのは国民であります。また、固定価格買取制度だけで再生可能エネルギーの導入目標を達成するとなれば、国民の負担が大きくなり過ぎることが想定されます。ほかにどのような手段により達成していく考えなのか、今後の再生可能エネルギーの普及戦略について経済産業大臣の御所見

をお伺いいたします。

次に、本制度の根幹である買取価格及び買取期間の設定の方法について伺います。

これらの設定については経済産業大臣が定めることとされており、その際の手続の方法などについて、衆議院において決定過程の透明性を確保するための修正が行われたところであります。また、買取価格等については、これまで住宅太陽光、事業用太陽光、太陽光以外の三つの区分により決めることが想定されてきましたが、衆議院における修正で、よりきめ細かく設定することとされました。

一方で、太陽光や風力といった自然エネルギーの種類ごとにそのコストに基づいて買取の価格を決めてしまうと、異なる自然エネルギー間での競争原理が働かなくなり、社会全体の効率性の観点から、いびつな形で自然エネルギーが導入されかねないとの声もあります。

自然エネルギーを導入するためのコストが将来どこまで低減するのかを科学的知見に基づいて精査しつつ、経済効率の観点からも、自然エネルギーの最適な構成、ベストミックスを達成できるように買取価格を設定すべきと考えます。

経済産業大臣は現時点で買取価格及び買取期間の設定についてどのような考えをお持ちなのか、御見解をお伺いします。

次に、国民負担の上限についてお伺いいたします。

固定価格買取制度では、高値で長期間買い取れば企業や家庭の負担が増大し、逆に、買取価格が低いと導入促進が進まないとの問題が指摘されています。

政府としては、本制度により、国民負担が過重になることは望ましいことではないとの認識から、負担総額を軽減、限定するような工夫を講じるとお聞きしております。具体的には、賦課金がキロワットアワー当たり〇・五円、家庭の月額料金で平均百五十円を超えないよう制度を運用される方向と伺っております。

一方で、既に電気料金は、電源開発促進税が標準世帯で月平均百十二円、原発関係の再処理から廃炉、解体に至るまでの負担金が標準世帯で百七円掛かっているという試算もあります。電気料金の中に原発関係の言わば賦課金が入っているというふうに見ることもできるのだと思います。これらを合わせますと二百十九円になります。つまり、原発のためには、固定価格買取制度で政府の考える負担軽減額の約一・五倍の額が既に課されています。

加えて、電気代は今年に入って上昇しています。石油、液化天然ガスなどの化石燃料の値上りによつて東京電力管内の標準家庭では、九月の電気代が二月に比べて月額五百円以上高くなるとも言われています。原発の停止によつて化石燃料の輸入が増えることも容易に想定されます。化石燃料の輸入や原発にかかわる負担増には歯止めが

なく、自然エネルギーの上乗せだけでは先に上限を付けることになりませんが、国民の理解を得られるでしょうか。固定価格買取のコストは燃料の高騰よりも安いとの声もありますが、経済産業大臣の御見解をお伺いいたします。

結びになります。

先日、なでしこジャパンへ団体としての初めての国民栄誉賞が授与されました。世界一に輝いたワールドカップの戦いの中で、キャプテンとしてチームを引っ張った澤穂希選手はチームメートにこのような声を掛けていたそうです。苦しいときには私の背中を見なさい。若い選手たちは、この言葉を思い出し、試合終了まで澤穂希選手の背中を見て走り切ったのだと思います。

政治家のリーダーシップというものを考えると、我々がなでしこから学ぶべきは、最後まで諦めない気持ちもさることながら、なでしこジャパン澤穂希キャプテンのような、リーダーが背中を示す統率力だったのだと感じます。

エネルギーは国民生活そして日本産業を支える基盤です。本法案は、我が国のエネルギー構造を中長期的にどのように転換していくかという重要課題にかかわる法案であります。なでしこジャパンの快挙は私たちに大きなエネルギーを与えてくれました。本法案の成立が日本の復旧・復興、そして更なる成長へ向けての大きなエネルギーとなることへの期待を込め、私の質問といたします。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣海江田万里君登壇、拍手〕

○国務大臣(海江田万里君) 友近議員にお答えをいたします。

まず、脱原発と原発再稼働の観点も含めたエネルギー政策の在り方に関する御質問をいただきました。

原子力発電所の再起動が行われず、電力需要が昨年並みになった場合には、来年には一割程度のピーク時の電力不足、年間では約二割の電力コストが上昇する見通しであります。このため、安全の確保を大前提に原子力発電の再起動を進めることは日本経済の再生のために不可欠であります。

今後、七月十一日に取りまとめられました我が国原子力発電所の安全性の確認についての政府方針に従い、安全性が確認された原子力発電所の再起動を進めてまいります。

中長期的なエネルギー政策については、七月二十九日に取りまとめた革新的なエネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理に従い、今後、具体化を図ってまいります。

原子力発電については、より安全性を高めて活用しながらその依存度を下げていくこと、再生可能エネルギーの割合を大幅に高めることなど、原子力発電に電力供給の過半を依存することとしてきた現行のエネルギー基本計画に基づくエネルギーミックスをゼロベースで見直しをしてまいります。

今後のエネルギー政策については、引き続き国

民各層の御意見を伺いながら予断なく議論してまいります。

次に、エネルギー基本計画と本買取り制度に関する御質問をいただきました。

新たなエネルギー基本計画を含むエネルギー政策全般については、東日本大震災を踏まえ、今後、抜本的な検討を行うこととしております。エネルギー基本計画の見直しは最大限速やかに行うことといたしますが、抜本的な見直しの検討となるため、必然的に一定の期間を要することが見込まれます。

他方、その見直しにかかわらず、再生可能エネルギーの重要性に変わりはないと考えております。このため、再生可能エネルギーの導入拡大に toutte 大きな効果を持つ本法案を成立させていただき、再生可能エネルギーの導入拡大を図るための枠組みを早期に構築することが重要と考えております。

次に、電源別発電コストに関する御質問をいただきました。

電源別発電コストについては、平成十六年に総合資源エネルギー調査会においてOECD諸国が統一に行っている試算方法に基づき試算しており、その結果については算定条件も含め公表しているところであります。

今般、新成長戦略実現会議の下に設けられたエネルギー・環境会議などにおいて発電コストの見直しを進めることとしておりまして、その検討に

当たっては透明性の確保に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの普及目標に対する本法案の寄与及び今後の再生可能エネルギー政策に関する御質問をいただきました。

本法案による再生可能エネルギーの導入効果については、買取り価格及び買取り期間によるところが大きく、これらについては、衆議院による修正後の法文では、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することとなっております。このため、本法案による導入効果を現時点で具体的に見通すことは困難ですが、まずは、現在、水力発電を含めて九％程度である再生可能エネルギーの比率を二〇二〇年までに一三％程度まで引き上げることを目指しています。

また、今後の再生可能エネルギーの普及に当たっては、固定価格買取り制度に加えて、革新的技術の開発及び普及、規制緩和などの政策を総動員し、政府全体で連携して再生可能エネルギーの導入拡大に全力を挙げてまいれる所存であります。

次に、買取り価格及び買取り期間の設定に関する御質問をいただきました。

本法案の原案においては、買取り価格を再生可能エネルギー・電気の供給が効率的に実施される場合に通常必要と認められる費用等をベースとし、買取り期間は発電設備等の重要な部分の更新の標準的な期間を勘案して定めることとしていました。また、太陽光を除く買取り価格・期間については一律とすることを提案してありました。

一方、本法案の衆議院における修正において、再生可能エネルギー設備の形態や規模によって買取り価格及び買取り期間を分けるべきとの判断がなされ、かつ、価格を決める上で再生可能エネルギー発電者の利潤等を考慮すべきことが追加されました。

修正後の法案が参議院での御審議を経て成立する場合には、修正の趣旨や経済効率性など、議員御指摘のような点を踏まえ、適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、負担上限に関する御質問をいただきました。

固定価格買取り制度の負担上限については、政府原案では、本制度の負担総額を抑制する観点から、キロワットアワー当たり〇・五円を超えないよう制度を運用することと考えておりました。しかし、衆議院による修正により、買取り価格等について、再生可能エネルギー発電事業者が受けるべき適正な利潤等を反映することや、電力多消費事業者の賦課金の軽減措置が設けられたこと等の趣旨を踏まえる必要があります。

このため、引き続き賦課金の負担が電気の使用に過重なものとならないよう配慮する必要がありますが、負担上限の在り方については様々な想定があり得るものと考えております。現段階ではこの御答弁になります。

以上でございます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 関口昌一君。

(関口昌一君登壇、拍手)

○関口昌一君 自民党の関口昌一です。

私は、自民党を代表して、再生可能エネルギー買取り法案について、関係大臣に質問いたします。

まず、この法案について、菅総理が一方的に自身の退陣条件であるとして政局にしてしまったことは大変遺憾だということを申し上げます。菅総理はここにはおりませんが、このことをどう考えているのでしょうか。本来冷静に政策論として議論すべき法案を政争の具にしたことについて猛省を促したいと思います。

では、この法案の内容についての質問に移ります。以下の質問は、特に断りのない限り、全て海江田経済産業大臣に伺います。

最初に取上げたいのは、電気料金への影響です。

この法案の成否にかかわらず、福島原発事故の賠償、原発停止に伴う化石燃料比率の上昇、燃料価格の上昇、CO₂の排出増による排出枠の購入といった要因で電気料金は大幅な値上がりが見込まれます。この法案が成立すれば、更に再生可能エネルギーの買取りコストが電気料金に転嫁されるのでありますから、我が国経済や国民生活にとっての影響は非常に大きくなります。

特に、鉄鋼や化学工業などの電力多消費産業にとっては存亡の危機につながりかねません。その

ため、与野党の修正協議の結果、電力多消費産業に対し、使用量に応じて八割以上の負担軽減措置を導入することになりました。

そこで、伺いますが、軽減措置の対象となる事業所数をどの程度と見込んでいるのか、また、総額でどの程度の負担軽減となる見込みか、明確にお答えください。

この電気料金の値上げ以外にも、我が国の産業界は六重苦にあえいでいると言います。すなわち、激しい円高、高い法人税、厳しすぎる労働規制、貿易自由化の遅れ、CO₂の二五%削減目標、電力不足の六つであります。このままでは、企業の海外流出が加速し、我が国の国際競争力が損なわれ、そして多くの雇用も失われてしまいます。

この産業空洞化の危機に対し、民主党政権は全くの無策だという批判もありますが、もしそうでないなら、どのような対策を講じているのか、また、今後講じることになっているのか、伺います。

次に、家庭への影響について伺います。

電気料金の値上げは、特に低所得者にとつての負担が大きくなります。それに加えて、再生エネルギーの買取りを行うことにより、太陽光パネルを設置できる家庭とそうでない家庭の間で売電収入が得られるか否かの格差が生じてまいります。

そこで、以下四点について伺います。
まず、様々な要因を合わせると、一般家庭ではどの程度の電気料金値上がりが見込まれるので

しょうか。

また、低所得者への配慮については、与野党協議を受けて衆議院の附帯決議に盛り込まれたわけですが、具体的に対象となる低所得者の範囲や講ずる措置の内容をどのようにお考えでしょうか。

次に、集合住宅については、法案や附帯決議に明示されておりませんが、どのような措置を講ずるおつもりでしょうか。例えば、一定規模以上であれば事業所とみなして全量買取りとすることも一案だと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、そもそもこの法案では、住宅用は余剰分のみの買取り、その他は全量買取りとしているのはどのような理念に基づくのでありましょうか。住宅用を全量買取りにした場合にどのような不都合が生じるのかという点と併せて御説明をいただきたいと思います。

次に、太陽光パネルの普及促進について伺います。

菅総理は、五月に突然太陽光パネルを一千万戸に設置すると言い出しました。これは、担当である海江田大臣も寝耳に水だったと思います。この目標自体は、時期も示されておらず、検討に値しない、海江田大臣の言葉を借りれば、まさに鴻毛よりも軽いものだと思います。しかし、太陽光発電の普及を促進するという方向性自体には我々も異論はありませんし、海江田大臣も同様であるかと思ひます。

そこで、伺います。

太陽光発電の普及を促進するためには、買取り制度のみならず、太陽光パネルの設置補助といった支援措置も有効だと考えます。しかしながら、補助金制度は、過去に民主党による事業仕分で廃止されてしまいました。その判断は正しかったとお考えでしょうか。また、今後の具体的な支援策についてどのようにお考えでしょうか。

太陽光パネルの普及促進に当たっては、先行事例であるドイツやスペインの例を見ると、国内市場が安い海外製品に席巻してしまうという状況が生じております。

我が国においても、今後、国内の太陽光パネル市場から日本企業が駆逐されてしまうことのないよう対策を講ずるべきと考えますが、政府の具体策をお教えください。

太陽光パネルの普及が進むにつれて、いずれ廃棄する際の問題も生じてまいります。製品によっては有害物質が含まれているものもあり、リサイクルシステムの確立が課題となります。これは附帯決議にも明記されておりませんが、政府の確実な対応を求めたいと思います。

なお、これは設備の耐用年数が終わる十年、二十年先に対応すればよいという問題ではなく、それまでの間も、地震や火災など様々な原因で廃棄を余儀なくされる場合が出てくることを考えれば、速やかな対応が必要であると思ひます。
そこで、海江田大臣に伺います。

太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備のリサイクルシステムの構築はいつごろまでを目途に行うつもりか、お考えをお聞かせください。

党である民主党におかれても更に活発な議論が行われてきたと信じますし、また、政府内でも鋭意検討が進められていることと思います。

そこで、基本計画見直しの方向性について伺います。

原子力発電を減らし再生可能エネルギーを増やす、この大まかな方向性には与野党も世論もそれほど異論はないはずですが、問題はその程度とスピードであります。将来的に原子力発電をゼロにするのか否か、また、再生可能エネルギーはいつまでにどの程度の割合を目指すのか、菅総理の個人的な考えは無視して、海江田大臣から政府として責任を持つて方向性をお答えください。もし結論が出ていないようであれば、いつまでに結論を出すのか、伺います。

再生可能エネルギーによる発電への参入に当たっては、土地利用などの規制や漁業権などの権利調整が問題となります。これを克服するためには規制緩和や権利調整の仕組みが必要であり、附帯決議にも盛り込まれたところではありますが、今後、具体的にどのような措置を講じるおつもりか、伺います。

また、再生可能エネルギーの比率を抜本的に向上させるためには、スマートグリッド、蓄電池などの技術開発が欠かせないと考えますが、政府として再生可能エネルギーの技術開発をどのように促進していくのか、具体策を伺います。

次に、原子力の安全規制について伺います。

説明をいただきたいと思います。加えて、全ての原発が停止した状態で、原発以外の発電能力を増強し現在のような電力不足を解消するためにはどのぐらいの時間とコストがかかるのか、お見通しをお聞かせいただきたいと思っています。

続きまして、政府のエネルギー政策全般について伺います。

また、海江田大臣に伺います。

政府は、原子力安全庁を環境省に置くことを閣議決定しましたが、なぜ環境省なのでしょう。理由をお聞かせください。また、環境省に置くことは危機管理面などでの不安の声もありますが、それにはどのようにこたえるのでしょうか。さらに、文部科学大臣など統合に抵抗する勢力もあるやに報道されておりますが、権限の完全な一元化を行うことを確約いただきたい。以上、三点については江田環境大臣から御答弁をお願いいたします。

最後に、エネルギー政策をめぐる中長期的な課題について伺います。

本法案を審議するに当たっての我々の率直な思いは、エネルギー政策の根本を決めずして再生可能エネルギーの買取りのみを論じることではできないというものであります。しかしながら、与野党での協議を経てある程度我々としても納得のいく形が見えてきたため、本法案の審議を先行させることといたしました。

次に、CO₂の削減目標について伺います。

我が国には、発送配電の分離や東西の周波数統一など、長きにわたり議論がなされているにもかかわらず、いまだに解決を見えない問題があります。これらについて附帯決議に盛り込まれたことは大いに評価すべきと考えますが、今後、政府としてどのように取り組んでいくおつもりか、海江田大臣の見解をお聞かせください。

我が国には、発送配電の分離や東西の周波数統一など、長きにわたり議論がなされているにもかかわらず、いまだに解決を見えない問題があります。これらについて附帯決議に盛り込まれたことは大いに評価すべきと考えますが、今後、政府としてどのように取り組んでいくおつもりか、海江田大臣の見解をお聞かせください。

菅総理は、現在のエネルギー基本計画を白紙に戻して検討するとおっしゃっております。これは我が国の国民生活、産業政策、安全保障にもかかわる重要事項でありますので、我が党も山本一太参議院議員を委員長とする総合エネルギー政策特別委員会を組織し、これまで計十九回にわたり重点的に議論を行ってまいりました。当然、政権与

再稼働は、幾ら政府がやりたくても、そしてストレステストが合格であっても、地元が同意しなければできません。

そこで、今後、仮に再稼働が一切できず全ての原発が停止した場合には、我が国の経済や国民生活にどのような影響が出ると考えられるのか、御

成は不可能ではないでしょうか。

めに、この会期末の時間のない中で審議を行うことになってしまいました。このことに強く私は抗議を申し上げたいと思います。

なお、この法案に対しては、与野党で修正協議を行った結果、ようやく常識的な法案になってきたということをお願い、私の質問に代えさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇、拍手)

○国務大臣海江田万里君 関口昌一議員にお答えをいたします。

まず、軽減措置の対象数と軽減の程度に関する御質問をいただきました。

本修正を盛り込んだ法案が成立した場合、軽減措置の対象となる事業者数や負担軽減総額等については、客観性、透明性、納得性を重視した上で制度設計をすべく、これらについて速やかに実態調査を行ってまいります。このため、現時点では負担軽減措置の対象事業者の数や負担軽減総額などについて明確にお答えすることは困難であります。

次に、産業空洞化対策に関する御質問をいただきました。

震災後の電力需給リスクの高まりに加え、急激な円高等による企業のやむを得ざる海外移転の動きなど、国内の産業を取り巻く状況は厳しさを増しているものと認識しております。このような国内企業の海外移転を最小限に食い止めるために、

地域ごとの特性を生かした復興に取り組みつつ、補正予算なども活用し、まず、サプライチェーンや雇用を支える企業の国内立地支援、次いで、今年の冬、来年の夏のピーク不足を見据えた電力供給安定対策、次いで、法人税減税や経済連携の推進などの様々な施策を実施に向けて取り組んでまいります。

次に、福島原発事故の賠償、原発停止に伴う化石燃料比率の上昇等による電気料金値上げの見通しについての御質問をいただきました。

福島原子力発電所事故に伴う賠償額や廃炉費用等の総額は、事故が収束していない現時点で明らかにしておれません。こうした中で、先般成立した原子力損害賠償支援機構法の枠組みの下、東京電力による損害賠償支払を政府として支援することとしています。東京電力が負担をする特別負担金は東京電力の経営合理化努力を通じて捻出されるべきものであることから、特別負担金による料金が値上げされることはございません。一方、全ての電力会社が支払う一般負担金は料金原価に含まれることとなります。

次に、原子力発電所の稼働率が低下し火力を増強すると、発電電力量当たりの発電コストが増加し、電気料金の上昇圧力となります。仮に、全ての原子力発電所が停止し、火力発電によって代替した場合、燃料費の増加は一定の仮定の下でおよそ三兆円と試算されております。

これら一般負担金や燃料費増加に伴う電気料金

の値上げは原価の総体的な動向を踏まえた電力会社の経営判断事項であり、現時点では電気料金が幾ら上昇するか確たる見通しはございません。仮に値上げの申請がなされた場合には、政府としてしっかりと審査してまいります。

低廉な価格での電気の供給を達成することは極めて重要であると考えており、今後、エネルギー・環境会議等において電気事業者におけるコスト抑制策、競争促進策についても予断なく議論を行ってまいります。

次に、低所得者への配慮に関する御質問をいただきました。

本制度による賦課金については、再生可能エネルギーの導入が我が国全体としてのエネルギー自給率の向上に貢献し、温室効果ガスの削減にも寄与することに鑑みれば、負担を全国大で広く薄く御負担いただくことが適切であると考えております。

賦課金の負担については、法案第三条第四項にあるとおり、全体として過重なものとならないよう配慮して制度を運用することが重要であると考えております。いわゆる低所得者への配慮に関しましては、国会における御論議を踏まえつつ、制度全体のバランスの中で適切な制度設計に努めてまいります。

次に、集合住宅に設置する太陽光発電に関する御質問をいただきました。

集合住宅の屋根に設置され各戸に供給されるタ

イプの太陽光発電は、ある程度の規模であっても戸建て住宅に比べ各戸に割り当てられる太陽光の設備容量が小さいため余剰率が低く、余剰電力買取りでは投資回収が困難で投資が進まないため、本法案の施行に際し全量買取りとすることも一案と考えます。実際の執行に当たって、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、住宅用太陽光発電を余剰買取りに限定する理由についてお尋ねがありました。

本法案における住宅用太陽光発電の扱いについては、余剰電力買取制度を継続すべきと考えております。その理由といたしましては、国民負担の総額を抑えることができる、住宅において節電を促すことができるという点とともに、全量買取り制度に移行するとした場合に、各戸での配線変更など制度変更による利用者の混乱を来すおそれがあることなどが挙げられます。

次に、太陽光発電の設置補助に関する御質問をいただきました。

太陽光発電を導入する際の国の補助金については、一昨年の事業仕分において、将来的には固定価格買取制度へと支援策を集中させるべきとの御指摘を受けたことを踏まえ、固定価格買取制度による導入支援に集中するとの観点から、事業者向けの補助事業については、平成二十三年以降、新規案件の採択は行っておりません。

また、将来に関しては、今後のエネルギー政策を見直していく中で、再生可能エネルギーの位置

付けや導入の実施を踏まえつつ、固定価格買取制度以外の政策措置の是非あるいは組合せ方につき議論してまいりたいと考えております。

次に、国内太陽光パネル市場での日本企業の競争力に関する御質問をいただきました。

日本企業の競争力維持強化のための対策については、例えば買取対象を継続的に一定以上の効率で発電できるような設備からの電気に限定することが考えられます。また、低コスト化、変換効率や性能の向上、長寿化を目指した研究開発支援を行うことを通じ、我が国の企業の競争力が高まり、国内の市場において多くの日本製品が利用されることを期待しております。

次に、太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備のリサイクルシステムに関する御質問をいただきました。

太陽光パネルに関しては、平成二十二年度に有識者や関連企業、団体で構成された検討委員会を開催し、リサイクルシステム構築に係る手法等について検討を行ってきたところであります。今後は、この検討結果を基に、ガイドラインを本年度末をめどに策定する予定であり、この関係事業者への周知を図るなど、必要な対策を講じてまいりたいと思っております。

太陽光パネル以外に関しては、本買取制度の導入等による今後の導入件数拡大を踏まえ、検討を行うこととしたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーによる発電事業への参入に関する規制緩和や権利調整に関する御質問をいただきました。

風力発電や地熱発電など、再生可能エネルギーの種類によつては土地利用に関する規制等が理由で導入が進まない事例があることは承知しております。再生可能エネルギーの導入を一層拡大するためには、本法案による固定価格買取制度の導入に加えて、各種規制の見直しや円滑な権利調整の在り方についての検討を行うことが必要であります。

先般、七月二十二日、閣議決定いたしました規制・制度改革に係る追加方針において、森林地域等の立地規制の見直しについて盛り込まれたところではありますが、今後、政府一丸となつてこうした取組を一層進めてまいります。

次に、将来的な原子力発電と再生可能エネルギーの割合に関する御質問をいただきました。

七月二十九日に取りまとめた革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理においては、原子力発電について、より安全性を高めて活用しながら依存度を引き下げていくこと、再生可能エネルギーについてはその比率を高めていくことなどの原則を示しております。こうした原則を踏まえ、原子力発電に電力供給の過半を依存するとしてきた現行のエネルギー基本計画を抜本的に見直すこととしております。将来的なエネルギー

ギーベストミックスの姿については、来年のしかるべき時期の具体化に向けて検討してまいります。

次に、スマートグリッドや蓄電池などの技術開発に関する御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーの普及にとつて、スマートグリッド、蓄電池の技術開発が極めて重要であります。スマートグリッドにつきましても、これまで経済産業省としては国内の四地域において実証事業を行い、技術とビジネスモデルの確立に努めているところでございます。また、蓄電池については、産学官連携の下、二〇二〇年には蓄電池容量を二〇〇六年比三倍、コストを十分の一とするなどの目標を持つて、リチウムイオン電池等の高性能化や低価格化に向けた技術開発を行っているところであります。

再生可能エネルギー設備の導入拡大を図るためには、固定価格買取制度の導入による発電コストの低減とともに、こうした革新的技術開発等を支援していくことは極めて重要であると考えております。

次に、全ての原子力発電所が停止した場合における我が国の経済や国民生活に与える影響及び電力不足解消に必要な時間と費用に関する御質問をいただきました。

七月のエネルギー・環境会議取りまとめにおいて、原子力発電所が再起動しない場合、電力需給

の予備率は電力九社合計で今年の冬がマイナスの〇・七％、来年の夏でマイナスの九・二％の見直しとなり、仮に火力発電で代替した場合、三兆円を超える追加的な燃料コストが生じ、約二割の電力コストが上昇するとなっております。また、こうした電力コスト増は、産業連関を通じて中間生産物の生産コストを押し上げるにより、およそ七兆六千億円の生産コスト上昇につながると考えられます。

こうした電力不足と電力コスト上昇のリスクを回避するため、エネルギー・環境会議が取りまとめた当面のエネルギー需給安定策においては、一つ、省エネなどの需要構造改革、二つ、あらゆる主体の電力供給への参加を促す供給構造改革、三つ、供給構造改革を支える電力システム改革、四つ、原子力発電所の安全対策を重点的に加速することとしております。

今後、施策の具体化を進め、必要な予算や制度改革について議論してまいります。

次に、二〇二〇年にCO₂の二五％削減を達成するために電力部門で必要となるCO₂削減の割合及びその目標達成のための電力構成に関する御質問をいただきました。

電力部門で必要となるCO₂削減の割合を含め、二五％削減をどのように達成できるかについては、今後のエネルギー政策の見直し、環境と経済の両立、産業の国際競争力、雇用や国民生活へ

の影響といった観点や国際交渉の状況も十分に踏まえて、国民の皆様の御意見をよく伺いながら、今後、十分に検討する必要があります。

地球温暖化対策も含む今後の電源構成の在り方については、先般、エネルギー・環境会議において取りまとめられた革新的なエネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理を出発点として、エネルギー政策の在り方を議論する中でベストミックスを検討してまいります。

次に、発送配電の分離や東西の周波数統一など、今後、政府としてどのように取り組むかとの御質問をいただきました。

七月二十九日、エネルギー・環境会議において、発送配電の分離や地域間連系強化等を含む電力システムの在り方を今後の検討課題とした革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理が取りまとめられました。

今後、この中間的な整理を出発点として、電力の安定供給とコスト低減などの観点から幅広く御意見をお聞きしながら、電力システムの在り方について議論を深めてまいりたいと思っております。

お答えは以上でございます。(拍手)

(国務大臣江田五月君登壇、拍手)

○国務大臣(江田五月君) 原子力の安全規制体制についての御質問がありました。

原子力安全規制に関する組織については、原子

力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図る必要があります。そのためには、規制主体の官庁であること等から環境省が適切であると判断されたものと考えております。

事故発生時の初動対応等の危機管理業務については、新組織の重要な役割として位置付けられており、官邸との連携を強化しつつ、対応の強化を図ってまいりたいと思っております。

原子力安全規制に関する組織については、先般の閣議決定及び閣議了解において、原子力安全規制に係る関係業務を一元化するとの方針が示されており、これを踏まえ、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

京都議定書の削減目標の達成についてお尋ねがございました。

我が国は、京都議定書の第一約束期間である二〇〇八年から二〇一二年における六％削減目標の達成に向け、懸命の努力を続けております。二〇〇八年及び二〇〇九年の二か年については、排出削減、森林吸収量の確保及び海外クレジットの取得の状況を踏まえれば、既に目標を達成する水準でした。今後の第一約束期間全体の達成に向けて予断を許さない状況ではありますが、我が国として、引き続き京都議定書の目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 魚住裕一郎君。

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる再生可能エネルギー特別措置法二案に関連し、関係大臣に質問いたします。

法案に入ります前に、急激な超円高について質問いたします。

一昨日の本会議で指摘がありましたとおり、このところの円高に対する政府の対応は全く緊張感が欠落していると言わざるを得ません。生産現場は悲鳴を上げております。ある自動車メーカーは、国内生産は理屈上成り立たないと言っております。そして、対ドル一円の円高で営業利益が三百四十億円吹き飛ぶ。想定レート一ドル八十円に對し、一ドル七十五円なら影響額は一千七百億円。また、部品メーカーも、今後は円高を理由とした部品納入価格の引下げの話が出てくると心配しております。さらに、係請では、取引先の部品メーカーが海外に逃げてしまい、注文が途絶えるのが一番怖いと懸念しております。これが現場です。

八月十八日、公明党は、円高対策を含む総合経済対策に関する緊急提言を発表し、政府に申入れを行いました。急激な円高の動きには、追加的為替介入を含め、断固たる措置をとるべきでし、

産業空洞化は何としても防止しなければならぬ。ここでは、中小企業の資金繰り支援等について経産大臣にお伺いをします。

現行のセーフティーネット保証五号は九月三十日までの期限措置になっておりますが、その適用期間を延長すべきです。セーフティーネット貸付・保証五号の対象要件を拡大して、円高による業況悪化を加えるべきと考えますが、いかがですか。

また、中小企業の円高関連倒産の多くが通貨デリバティブによるものであるとの実態を踏まえ、きめ細かな相談体制の整備や損失の軽減等に関する基準の提示など、金融ADRの活用を促す指導監督を強化すべきと考えますが、いかがですか。

本法律案の審議を行う上で、我が国のエネルギー政策全体の方向性が示されていることが必要です。公明党はこれまで、過渡的エネルギーとして、安全性を前提に原子力発電を容認し、ベストミックスを図るべきだと主張してまいりました。

しかし、今回の大震災、原発事故により、まずは電力多消費型経済を脱却しなければならぬ。省エネルギーと再生可能エネルギーの拡大に最大限の努力をする。省エネ・エコ社会の実現を図っていくべきであると考えます。

そのための具体的施策として、家庭において旧式の冷蔵庫、エアコンの買換え、LED照明の普及を促進する、仮称、節電エコポイントを創設し

たらどうか。事業所等における太陽光発電設備やLED照明の導入など、省エネ投資促進のための税制、財政、金融面での支援措置、さらに、家庭や事業所における蓄電池システム導入を促進するため、規制緩和及び財政面での補助制度を創設すべきであります。具体的施策について、経産大臣の積極的答弁を求めます。

電力多消費型経済からの転換を図っていく一方で、これから中期的に原発や火力の大型発電所を基幹とする発電体制を見直していくことが必要と考えます。そのために、この再生可能エネルギー買取制度の活用、自家発電の増強、コージェネレーションの推進を図ること、さらに、スマートグリッドの早期導入及び送電網の開放による地域分散型エネルギーの導入促進、また、日本全体での電力の安定供給に向けて列島縦断の直流高圧・高容量幹線送電網の整備を行っていくべきであると考えております。これらの大型発電所基幹型発電体制の見直しの方向性について、経産大臣の見解をお伺いいたします。

次に、本法案では、固定価格買取制度を導入し、買取費用を電気料金に転嫁することとしております。同制度をいち早く導入しているドイツでは、再生可能エネルギーの導入量が飛躍的に増大するとともに、国民負担も増大し、昨年、法律を改正し、買取価格を引き下げました。我が国でも同様のことが懸念されますが、本制度のポイ

ントは買取価格の設定であります。

そこで、経産大臣が定める買取価格について、決定に至る議論の透明性を高め、国民に対してなぜその価格とするのか、しっかりと説明責任を果たすことが重要になります。衆議院における修正で、委員の任命に両院の同意を必要とする調達価格等算定委員会の設置、また、決定した買取価格等についての国会への報告義務などが加えられました。原案では経産大臣の裁量の幅の大きいものでございましたが、買取価格の決定の透明性を確保に向けた修正につきまして、経産大臣の認識を伺います。

また、再生可能エネルギーの導入に当たって必要不可欠とされている系統安定化対策費用は、具体的な負担額が明らかではありません。政府試算では年二千億円、あるいは最大三・一兆円掛かるとされており、これらが電気料金に転嫁される可能性があります。国民に対して分かりやすく説明すべきです。経産大臣の答弁を求めます。

続いて、今後の電気料金的大幅な上昇への懸念についてお伺いします。

殊に震災後の今日、本法案による負担額のほかに、原発事故による賠償の負担額、廃炉費用分、また、原子力発電所が停止した場合の化石燃料の購入額増嵩、これらが電気料金に跳ね返るなど、国民負担が急増する可能性があります。国全体としてどの程度の負担が生じるのか、その全体像を

明確にし、将来のエネルギー政策に資する必要があると思います。また、資金力のある事業者を低所得者を含む需要家が支える制度であるとの指摘もあります。低所得者に対する負担の軽減策を措置すべきと考えますが、併せて経産大臣の見解を伺います。

本法案は、企業に対しても大きな負担を求めるものであります。特に、電炉業、鍛造業、ソーダ業等、電力多消費産業には多大な負担となります。また、産業の空洞化、国際競争力の低下が懸念されます。このため、例えば製造業では、電力の使用に係る原単位が製造業平均の八倍を超える事業者を対象に、電気代への料金転嫁額を八割以上減額する、財源について、国民への負担転嫁がなされないようエネルギー特別会計で賄うなど、必要な予算上の措置を講ずるとの修正がなされました。これらの修正について、経産大臣の見解を伺います。

最後に、熱中症についてお伺いいたします。

ここ数日は気温は下がりましたが、連日のように熱中症で倒れた、搬送されたの報道が続きました。五月末から八月十四日までの搬送人員は三万五千四百三十六人で、昨年同時期の搬送人員を大幅に上回っております。猛暑に加えて電力不足、節電という環境の中で、このままでは本年夏も大きな被害となることが想定されます。自治体によるクールシelter設置も出てきておりますが、

国挙げて熱中症対策に取り組む必要があります。

公明党は、一か月前の七月二十一日、猛暑対策ビジョン二〇一一を緊急提言し、官邸に申し入れました。政府として、省庁連絡会議ではなく対策本部を立ち上げ、人員体制の強化、周知の徹底、数値目標を掲げたロードマップ、関連予算の倍増等が必要で

また、熱中症は予防が第一であり、特に熱中症のリスクが高い独り暮らしの高齢者に対しては、見守り機能付き熱中症計を配布するなどの具体的な取組が重要です。また、放射線の影響が心配される福島県における学校の熱中症対策は最優先で実施すべきです。官房長官の見解と決意を伺います。

公明党は、再生可能エネルギー電力の普及について、参院選マニフェスト二〇一〇で、国民生活への影響を配慮した電力の全量固定買取制度の創設を掲げ、推進してまいりました。

本制度の成立で、いわゆるRPS法を超えて再生可能エネルギー電力が大きく前進することを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇、拍手)

○国務大臣(海江田万里君) 魚住裕一郎議員にお答えいたします。

まず、セーフティーネット保証五号の適用期間を延長し、セーフティーネット貸付・保証の対象要件を拡大すべきとの御質問をいただきました。

セーフティネット保証五号につきましては、本年度上半期は四十八業種を対象として実施する予定でありましたが、未曾有の大震災の発生等を踏まえ、原則全業種である八十二業種を対象とすることとしております。そして、本年十月以降のセーフティネット保証五号の対象業種の取扱いや円高の影響を踏まえたセーフティネット貸付・保証の対象要件の見直しについては、現在状況を見極めつつ検討しているところでございます。

ただ、いずれにしましても、十月以降も中小企業の資金ニーズに応じた必要な資金繰り支援の実施にはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小企業に損失が生じている通貨デリバティブ取引につき金融ＡＤＲの活用を促すべきとの御質問をいただきました。

中小企業が通貨デリバティブ取引を通じ円高の中で損失を抱え、倒産する事例も生じているとの実態は把握しております。経済産業省では、全国九百八十七か所に円高対策特別窓口を設置し、円高に関する相談にきめ細かく対応しておりますが、こうした金融問題については専門知識を有する関係機関と連携しつつ対応を行うこととしております。特に御指摘の金融ＡＤＲの活用につきましては、監督官庁であります金融庁とも連携し、しっかりと対応をしてまいります。

次に、節電エコポイント創設すべきとの御質問をいただきました。

これまでに実施しました家電エコポイント制度については、環境対策、景気対策、地デジ普及の観点から行ったものであり、実施時の状況に照らすと相応の効果も上げたものと理解をしております。そして、家電エコポイント制度では、一件当たりの事務処理コストがかさむといった課題がございますので、今後、家庭における節電を一層進めるためにどのような方策が効果的か検討してまいります。

次に、省エネ投資促進及び蓄電池システムの導入促進のための具体的施策に関する御質問をいただきました。

エネルギー安定供給の確保と地球温暖化対策への対応、経済成長を牽引する観点から、省エネ投資の促進や蓄電池の導入促進を図ることは極めて重要だと考えています。

省エネ投資の促進については、これまでも省エネ効果の高い設備の導入促進補助、優遇税制、省エネ技術に関する研究開発支援といった様々な施策を進めてまいりました。引き続きこういった取組を行ってまいります。特に、家庭、企業等への蓄電池の導入については、電力のピークカット効果及び停電時のバックアップ電源としての効果が期待されており、エネルギー政策上重要な政策課題と認識をしております。

いずれにしましても、今後とも様々な施策を総動員して、企業、家庭が行う省エネルギー、蓄エネルギーの取組を積極的に支援をしてまいります。

次いで、大型発電所基幹型発電体制の見直しの方向性についての御質問をいただきました。

七月二十九日のエネルギー・環境会議で取りまとめられた革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理における基本理念の中で、現在の集権型エネルギーシステムの改良ではなく、分散型の新たなエネルギーシステムを目指すことが原則の一つとして示されております。

この基本理念にのっとり、戦略を具体化するため、短期から長期までの優先課題が示されており、具体的には、短期的には自家発電や再生可能エネルギー等の多様な電源の参入加速に向けた制度整備、中期的には送配電システムの機能強化の完成、長期的には多様な事業者と需要家が参加する安定的で効率的、環境性とリスク対応力に優れた新たなエネルギーシステムの定着などであります。望ましい電力事業形態の在り方について国民各層より幅広く御意見をお聞きしながら、予断なく議論を進めてまいります。

次に、買取り価格決定の透明性確保に向けた修正に関する御質問をいただきました。

本法案の原案においては、買取り価格を再生可

能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常必要と認められる費用等をベースとし、なおかつ国民の負担が過重にならないよう配慮して決定する旨規定されておりました。さらに、公開される審議会の意見を聞いたり、パブリックコメントを実施することで透明性を確保することとしており、買取り価格の決定透明性確保に十分配慮をしていたものであります。

これに対し、本法案の衆議院における修正において、買取り価格・期間の決定の際に第三者委員会の意見を聞くことや関係大臣に協議すること、国会への報告等を行うことが追加されたことは透明性をより高めるとの観点から行われたものと認識しており、基本的な方向性に間違いはないものと考えています。

いずれにしましても、修正後の法案が参議院での御審議を経て成立する場合には、修正の趣旨を踏まえ適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、系統安定化費用の国民への分かりやすい説明についての御質問をいただきました。

系統安定化に係る費用については、例えば太陽光発電が二〇二〇年までに二千八百万キロワット導入された場合の二〇二〇年における負担額は、出力抑制の程度により、例えば年間三十日間出力抑制が行われた場合は二千億円、それから年間出力の抑制なしの場合はおよそ三兆一千八百億円

と試算されております。今後、再生可能エネルギーの導入状況を踏まえつつ、具体的な費用負担について分かりやすく説明してまいります。

この費用は、通常電力会社が不断に行っている系統安定化対策の費用と明確に切り分けることが困難でありまして、電気料金の原価に含まれることとしております。仮に電力会社から料金値上げ認可申請が出された場合には、最大限の経営効率化努力を当然の前提としつつ、厳格に審査を行ってまいります。

次に、今後の電気料金負担の全体像の明確化、将来のエネルギー政策についての御質問をいただきました。

本法案による負担額は、政府の原案においては、二〇二〇年度においてサーチャージ単価にするキロワット当たり〇・五円、日本全体での負担額は四千九百億円程度になると想定をしております。しかし、衆議院において本法案に対する様々な修正が行われ、調達価格等算定委員会による買取り価格の検討などが盛り込まれたことにより、この買取り額が上昇する可能性があると考えています。

次に、福島原子力発電所事故に伴う賠償額や廃炉費用等の総額は、事故が収束していない現時点においては明らかにとなっております。

こうした中で、先般成立した原子力損害賠償支援機構法の枠組みの下、東京電力が支払う特別負

担金は東京電力の経営合理化努力を通じて捻出されるべきものであることから、料金が値上げされることはありません。

一方で、全ての電力会社が支払う一般負担金は料金原価に含まれます。また、仮に全ての原子力発電所が停止し火力発電によって代替した場合、燃料費の増額は一定の仮定の下で三兆円と試算されております。これら一般負担金や燃料費増加に伴う電気料金の値上げは原価の総体的な動向を踏まえた電力会社の経営判断事項であり、現時点で電気料金が上昇するかどうか確たる見通しはございません。仮に値上げの申請がなされた場合には、経済産業大臣としてしっかりと審査をしてまいります。

低廉な価格での電気の供給を達成することは極めて重要であると考えており、今後、電気事業におけるコスト削減策、競争促進策含め、エネルギー政策全般についても予断なく議論を行ってまいります。

次に、低所得者への配慮に関する御質問をいただきました。

本制度による賦課金については、再生可能エネルギーの導入が我が国全体としてのエネルギー自給率の向上に貢献することに鑑みれば、負担を全国大で幅広く、広く薄く御負担いただくことが適切であると考えております。

他方、法案第三条第四項が「賦課金の負担が電

気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。」と規定しており、低所得者についても、買取り価格や買取り期間の機動的な見直しなどにより賦課金による負担が重くなり過ぎないように、制度運用には細心の注意を払ってまいります。

最後に、電力多消費産業への配慮に関する修正に対する見解について御質問をいただきました。

電力多消費産業への配慮については、一つ、対象の線引きをいかに行うか、二つ、軽減対象外となった方の納得感をいかにして得るかという点が最も大きな課題であると認識をしております。

このため、衆議院において修正された電力多消費事業者への賦課金の軽減措置については、客観性と透明性を持った形で軽減対象の決定ができ、かつ軽減対象とならなかった方々も納得感を得られる運用が可能となるよう、個々の判断基準を極力明確化することが必要だと考えます。こうした点について、国会での審議が尽くされることを期待しております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣枝野幸男君登壇、拍手〕
○国務大臣(枝野幸男君) 魚住議員にお答えをいたします。

魚住議員からは、熱中症対策について御質問をいただきました。

質問の中にもございました猛暑対策ビジョン二

〇一一を始めとして、御党からは熱中症対策について早い段階から広範かつ積極的、建設的な御提案をいただいておりますことを感謝を申し上げます。

熱中症については政府としても極めて重要な問題と認識をし、注意喚起情報の発信や予防対策に関する普及啓発等の対策について充実させてきたところでございます。

高齢者の方々に関しては、各地の老人クラブや民生委員、介護事業者などを通じて、小まめな水分補給やエアコンの適切な使用などについて注意喚起の呼びかけをお願いしております。

また、学校における熱中症対策については、熱中症予防のためのパンフレットを作成し、福島県を含め教育委員会等に配布するとともに、公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえた空調設備の設置を支援するなどの対策を講じているところでございます。

まだまだ御党から御提起いただきました提言からは不十分な点が多いかというふうに思いますが、御指摘の点を踏まえて、より一層熱中症対策の取組を充実させるよう努力をしてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 水野賢一君。

〔水野賢一君登壇、拍手〕

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。

再生可能エネルギーが環境面で優れていることは言うまでもありません。また、輸入に依存しないわけですから、これをうまく普及発展させれば、明治以来資源小国とされてきた日本を資源大国に生まれ変わらせる可能性もあります。

ですから、私たちみんなの党も再生可能エネルギーの促進には賛成ですし、固定価格買取制度はそのための極めて有効な手段だと考えています。

その上で、法案について伺います。衆議院段階での修正部分については、本来、修正案提出者に聞きたいところですが、本会議のルールにのっとって政府側に見解をただしてまいります。

修正については評価できる点もあります。例えば、再生可能エネルギーの種類や規模によって買取価格を変えるようにしたこと。こうしたきめ細かな配慮をする一方で、他方では丁寧さに欠けた修正もあります。附則第七条で集中的な導入期間を一律三年とした点です。導入を促進するために集中的な期間を設けるという発想は分かります。しかし、一口に再生可能エネルギーと言っても、太陽光パネルのように設置しやすいものあれば、地熱、風力のように環境アクセスを実施するため時間が掛かるものもあります。そうした特性を考慮せずに一律三年とするのが果たして適当なのでしょうか。見解を伺います。

力多消費産業に特例を設けたことです。平均よりも八倍以上電気を使う事業者の電気料金は大幅に軽減するというのでは、平均の六倍、七倍使っている企業は、もっと電気を消費してこの制度の恩恵にあずかろうとするのではないですか。国民には節電を呼びかけながら、一方で電力無駄遣いを助長するような制度に正当性があるのでしょうか。省エネ努力を求めないまま、ただ単に電気をたくさん使っているからといって配慮するという条項が正しいのですか。少なくとも、運用に当たっては省エネ努力を厳しく求めていくなどの留意が必要ではないですか。伺います。

そもそも、一部の業界に配慮する前に政府がまざるべきことは、どこの企業、どこの事業所がどれだけの電気を使っているかのデータをきちんと公表することです。政府はそのデータを持っていくんです。省エネ法という法律によって、電気やガス、さらには石炭、天然ガスなどを一定以上に使った事業所は経済産業省に報告することになっていくからです。

しかし、国は企業秘密だとしてそのデータを十分に開示していません。製品の作り方のノウハウならばいざ知らず、何で電気の使用量が企業秘密なんですか。データがなければ、十分な議論さえできないじゃないですか。本来、政府が持っている情報は、国家機密や個人情報等を別とすれば情報公開法の対象のはずではないですか。

このデータ開示をめぐることは裁判にもなっています。情報公開請求を受けても開示しようとしないう国のことを環境NPOが訴えたからです。これまで地裁、高裁レベルで六回判決が出ていますが、その結果は、国の方から見て、敗訴、敗訴、敗訴、敗訴、勝訴、敗訴です。つまり、国の一勝五敗です。現在、最高裁に係属していますが、こんなものは裁判で争う前に公開すればいいんです。

民主党は、口では情報公開を言っていたはずではないのですか。口先でもっともらしいことを言いながら政権を取ると実行しない例はこれまでも多々ありますが、これもまたその典型例です。有意義な国会審議のためにも、電気使用量のデータは即座に全て開示すべきではないですか。

さて、買取義務化を実施すれば電気料金は上がります。電気料金上がる要因はほかにもたくさんあるので、再生可能エネルギーだけを殊更にあげつらうつもりはありませんが、上がることは自体は事実です。

それならば、電気料金を下げる政策、つまり電力自由化、地域独占打破、総括原価方式見直しなどをセットに行うというのが筋じゃありませんか。この点についての見解を伺います。

これまでも電力自由化は形の上では部分的に進んできました。しかし、実態として新規参入事業者のシェアは1%台にすぎず、越境供給もほとんどありません。結局、送電線を持っている既存

電力会社が圧倒的に優位な立場に立つため、本当の競争は行われないのです。だからこそ、発送電の分離が必要なのです。見解を伺います。

私たちみんなの党は規制緩和を強く主張していますが、弱者を守るための規制というならばまた分かります。しかし、強者中の強者、大企業中の大企業である東京電力などを守る規制には何の合理性もないと断言いたします。

再生可能エネルギーで発電しても、送電網に接続してもらわなければどうにもなりません。法案第五条では一応接続を義務化していますが、例外的余地が大き過ぎます。

海江田大臣は、電力会社の対応に問題があれば経済産業相が勧告、命令を掛けられるから大丈夫と言いますが、その経済産業省幹部が今年も東京電力に天下つたのですから、信用できるはずがありません。経済産業省から電力会社への天下りが横行してきたことへの率直な反省と、今後は断固許さないという決意を伺います。

これに関して言えば、天下り監視機関である再就職等監視委員会を設置することは国家公務員法上の義務であるにもかかわらず、民主党政権が発足以来、長らく人選さえ進めてきませんでした。

この怠慢ぶりについて本会議でも正式に謝罪すべきだと思いますが、官房長官の見解を伺います。なお、政府も遅ればせながら五月末に同意人事案を国会に提示しましたが、それまでは私たちとともに提示すべきだと言っていたはずの自民党

が、いざ提示をされると今度は採決に応じないという姿勢を取っているのは理解に苦しむものであり、政府の怠慢に続く国会の怠慢として強い批判に値することも申し添えます。

さて、この法案が成立すると、電気料金への上乗せ分は外出しの形で電気料金の明細書に載るようです。それはよいとしても、一方で、なぜ原子力発電の再処理費、最終処分費はそうならないのでしょうか。原発の再処理費、最終処分費も既に電気料金に上乗せされていますが、こちらは明細書に明示されることもなくこっそりと上乗せされています。こんなことくらいでいいんですか。これまでに再処理費、最終処分費として累計何兆円が電気料金に上乗せされてきたのか、その金額も併せてお答えください。

さて、再生可能エネルギーを普及させるためには、無用な規制の撤廃も必要です。例えば、風力発電用の風車も高さ六十メートル以上だと建築基準法で高層住宅と同様の審査が必要になります。耐震性が重要であることは否定しませんが、人里離れたところにある風車と人間が住む住宅が同じ基準である必要があるのですか。こうした過剰規制も見直すべきではないですか。

最後に、エネルギーというときには、電気だけではなく熱もあります。太陽熱利用、バイオマス熱利用といった熱の分野にも固定価格買取のよきな制度を導入することも今後の検討課題として検討すべきだというふうに思いますが、見解をお

伺いして、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇、拍手)

○国務大臣(海江田万里君) 水野賢一議員にお答えをいたします。

法案附則に規定する三年間の集中的な導入拡大期間に関する御質問をいただきました。

議員御指摘のように、風力発電や地熱発電などは、事前調査の実施など設置に時間を要するケースが多いことは認識をしております。他方、三年間の集中的な導入拡大期間については量産効果や波及効果の観点から、加速的な導入拡大が期待できる再生可能エネルギーについてはできるだけそれを促すとの観点から、衆議院における修正に盛り込まれたものと理解をしております。

次に、電力多消費産業に対する賦課金の軽減措置に関する御質問をいただきました。

御指摘の賦課金の軽減措置に関する衆議院における修正については、売上げに対する電気の使用量を尺度としており、軽減対象を判断するものであると認識しております。その軽減を認めるに当たって、省エネ努力は要件とされておりません。いずれにしろ、客観性と透明性を持った形で軽減対象が決定され、軽減の対象とならなかった者も納得感を得られるようにすることが重要であり、こうした運用が可能となるよう国会での御審議が尽くされることを期待をしております。

次に、省エネ法に基づいて政府が所有している電気などエネルギー使用量のデータを開示すべき

との御質問をいただきました。

この扱いは、情報公開法上の解釈に基づくものでありますが、現在、御指摘のように、最高裁判所で係争中であり、そう遅くない時期にこの判決も下りるということでございますので、この最高裁判決の趣旨に沿ってしっかりと対応していきたいと思っております。

次に、電力自由化など電気料金引下げ政策に関する御質問をいただきました。

国民の方々が豊かな暮らしを享受するためにも、また、我が国の産業の国際競争力を維持する観点からも、電力が低廉かつ安定的に供給されることは重要であります。本制度の導入後も、電力自由化など電力市場における競争環境を整備していくことは重要な課題と認識をしております。

こうした点も踏まえ、エネルギー・環境会議等において電力システムの在り方全般について見直しを行う中で、低廉かつ安定的な電力供給の観点から必要な施策について予断なく議論を行ってまいります。

次に、発送電分離に関する御質問をいただきました。

今後のエネルギー政策については、本年六月よりエネルギー・環境会議において議論を行っており、七月二十九日に革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理を取りまとめられました。今後、この中間的な整理を出発点として、国民各層と対話しながら新たなエネルギーシステム

の姿の具体化に向けて議論を本格化することとしております。

発送電分離を含む電力システムの在り方についても、電力の安定供給とコスト低減などの観点から、幅広く御意見をお聞きしながら議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、経済産業省から電力会社への再就職についての御質問をいただきました。

これは、電力会社への再就職につきましては、東京電力福島第一発電所の未曾有の事故を踏まえた対応として、本年四月から、原子力安全・保安院や資源エネルギー庁など経済産業省の幹部による電力会社への再就職については自粛措置を講じておりますが、今後ともこの方向を続けていくつもりでございます。

次に、再生可能エネルギー熱分野についても固定価格買取制度の導入を検討すべきではないかという御質問をいただきました。

再生可能エネルギーの導入を拡大するという観点からは、再生可能エネルギー電気に限らず、太陽熱やバイオマス熱などのいわゆる再生可能エネルギー熱の導入を進めていくことも重要であると認識をしております。

一方、議員御指摘の再生可能エネルギー熱分野における固定価格買取制度の導入については、熱は電気とは違い広範な流通が難しく、どのような制度設計を行えば制度の導入が可能かということについて、現時点では成案がございません。ま

た、熱量の計測コストが高く、安い計量方法も確立されていないという課題があることも認識しており、今後慎重に検討していく必要があるうかと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣枝野幸男君登壇、拍手〕

○国務大臣(枝野幸男君) 水野議員から私へは、再就職等監視委員会についての御質問をちょうだいいたしました。

質問の中でも御指摘いただきましたとおり、再就職監視委員会のメンバーについては、既に本年五月二十六日、政府として国会に同意人事案を提示をしているところでございます。それまでの経緯として、鳩山内閣発足後、直ちに現行法以上に監視機能を強化した新たな監視機関を設置するため、平成二十二年の通常国会に法案を提出をしたところでございますが、残念ながら審議未了で廃案となったという経緯がありまして、こうした状況となっていることを御理解をいただきたいと思っております。

なお、今回の再就職監視委員会を立ち上げることにしましたのは、本年四月五日、国家公務員制度改革推進本部において、新たな監視機関を平成二十四年度に設置するまでの間の再就職等規制違反の行為監視について万全を期するため、現行の再就職等監視委員会の監視機能を先行的に強化し活用するとの方針を決定したこと、また、野党時代の民主党が同意人事を不同意とした際に存在して

いたあつせん承認の権限がなくなったこと、現行の再就職等監視委員会を立ち上げれば法改正を待たずに中立公正の第三者機関による監視を実現することが可能であることなどによるものでございます。

再就職等の規制への違反行為の監視に万全を期するため、国会で同意人事案の速やかな採決をいただきたいと考えており、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣細野豪志君登壇、拍手〕

○国務大臣(細野豪志君) 原発の再処理、最終処分費用の扱いについての御質問をいただきました。

水野議員御指摘のとおり、原子力発電の再処理、最終処分費用は、総括原価方式の下で電気料金に含まれております。その結果、一般電気事業者九社の使用済燃料再処理費用及び高レベル放射性廃棄物処理費につきましては、これまでに累計約五・四兆円を料金として回収してまいりました。ただし、総括原価方式においては、需要や発電量等が変動する中で、個別の費用が月々の電気料金において実際にどれだけを占めるのかについて明確に区分して示すことが困難です。このため、原子力発電の再処理、最終処分費用について、これを区分して電気料金の請求書に記載をすることはしておりません。

今後、この再処理費用、最終処分費用につきま

したの国民への説明の在り方については、バック

エンド全体の議論が行われる中で検討されるべきものと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣大畠章宏君登壇、拍手〕

○国務大臣(大畠章宏君) 水野議員の御質問にお答えを申し上げます。

高さが六十メートルを超える風車に対する規制についてお尋ねをいただきました。建築基準法は、建築物を地震、風圧等に対して倒壊等が生じない安全な構造とするよう求めており、大規模な風車等の工作物に対しても建築物と同様の安全性確保を求めています。

今回御質問をいただきました高さが六十メートルを超えるような工作物に関しては、振動性状が複雑であるため、構造安全性の検証を精密に行う必要があること、また、これまで六例ほどの大規模な風車の倒壊事故が発生したことなどを踏まえ、安全性を検証した上で国土交通大臣が認定を行う仕組みとしております。

自然エネルギーの活用を促進する観点から、大規模な風車等に対する規制に関し合理化すべき点がないか、今回御指摘をいただきましたので、安全性に十分配慮しながらも、しっかりと御指摘を踏まえて検証してまいります。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(西岡武夫君) 日程第一 運輸事業の振興の助成に関する法律案

日程第二 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長藤末健三君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤末健三君登壇、拍手〕

○藤末健三君 たいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、運輸事業の振興の助成に関する法律案は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長代理赤澤亮正君から趣旨説明を聴取した後、運輸事業振興助成交付金の創設経緯と果たしてきた役割、本法施行後における同交付金の交付の見通し、同

交付金基準額の確実な交付を担保する方法等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、交付実績の把握、本法の趣旨にのっとった交付の要請等を内容とする附帯決議が付されております。

次に、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第十一条の二第一項に規定する合併特例債を起こすことができる期間の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長代理坂本哲志君から趣旨説明を聴取した後、延長措置の対象合併市町村の拡大と更なる期間延長の必要性、合併市町村における市町村建設計画と復興計画の整合性、被災した合併市町村に対する財政措置の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、合併特例債を発行できる期間の更なる延長等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

まず、運輸事業の振興の助成に関する法律案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十一

反対

十

よって、本案は多数をもって可決されました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(西岡武夫君) 次に、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百三十一
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

午前十一時五十二分散会

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議長 西岡 武夫君
副議長 尾辻 秀久君

議員
竹谷とし子君 石川 博崇君
吉田 忠智君 亀井亜紀子君
山本 博司君 秋野 公造君
山内 徳信君 森田 高君
自見庄三郎君 長沢 広明君
横山 信一君 有田 芳生君
金子 洋一君 浜田 昌良君
谷合 正明君 山本 香苗君
福島みずほ君 大久保潔重君

米長 晴信君 行田 邦子君
西田 実仁君 加藤 修一君
渡辺 孝男君 藤谷 光信君
松野 信夫君 川上 義博君
室井 邦彦君 林 久美子君
魚住裕一郎君 松 あきら君
荒木 清寛君 小林 正夫君
大石 尚子君 今野 東君
中村 哲治君 佐藤 公治君
木庭健太郎君 白浜 一良君
山口那津男君 草川 昭三君
藤原 正司君 谷 博之君
高橋 千秋君 増子 輝彦君
櫻井 充君 小西 洋之君
石橋 通宏君 谷 亮子君
安井美沙子君 斎藤 嘉隆君
小見山幸治君 田城 郁君
西村まさみ君 徳水 エリ君
吉川 沙織君 平山 誠君
外山 斎君 友近 聡朗君
梅村 聡君 平山 幸司君
金子 恵美君 牧山ひろえ君
川合 孝典君 徳水 久志君
水戸 将史君 大島九州男君
横峯 良郎君 轟木 利治君
蓮 舩君 広田 一君
藤末 健三君 尾立 源幸君
川崎 稔君 前川 清成君

大久保 勉君	白 眞敷君	田中 直紀君	江田 五月君
ツチノムラヤ君	藤田 幸久君	石井 一君	山東 昭子君
一川 保夫君	水岡 俊一君	中原 八一君	長谷川 岳君
榛葉賀津也君	岩本 司君	藤川 政人君	若林 健太君
鈴木 寛君	広野ただし君	三原じゅん子君	高階恵美子君
郡司 彰君	平田 健二君	熊谷 大君	大家 敏志君
輿石 東君	羽田雄一郎君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君
加藤 敏幸君	小川 敏夫君	上野 通子君	西田 昌司君
長浜 博行君	小川 勝也君	古川 俊治君	丸山 和也君
直嶋 正行君	大野 元裕君	山田 俊男君	森 まさこ君
浜田 和幸君	難波 奨二君	石井みどり君	佐藤 信秋君
江崎 孝君	中西 祐介君	磯崎 陽輔君	島尻安伊子君
松浦 大悟君	中谷 智司君	義家 弘介君	石井 準一君
植松恵美子君	舟山 康江君	福岡 資麿君	佐藤ゆかり君
風間 直樹君	塚田 一郎君	藤井 基之君	岡田 直樹君
姫井由美子君	武内 則男君	岸 信夫君	北川イツセイ君
谷岡 郁子君	大河原雅子君	伊達 忠一君	小泉 昭男君
相原久美子君	藤原 良信君	末松 信介君	中川 雅治君
加賀谷 健君	佐藤 正久君	宮沢 洋一君	関口 昌一君
那谷屋正義君	足立 信也君	山本 順三君	脇 雅史君
藤本 祐司君	津田弥太郎君	鈴木 政二君	岡田 広君
芝 博一君	主濱 了君	吉田 博美君	丸川 珠代君
柳澤 光美君	野上浩太郎君	川口 順子君	鴻池 祥肇君
松井 孝治君	大塚 耕平君	山崎 正昭君	林 芳正君
平野 達男君	神本美恵子君	中曾根弘文君	小坂 憲次君
池口 修次君	山根 隆治君	世耕 弘成君	山本 一太君
山谷えり子君	岡崎トミ子君	溝手 顕正君	谷川 秀善君
柳田 稔君	前田 武志君	渡辺 猛之君	中山 恭子君

上野ひろし君	田村 智子君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
荒井 広幸君	松田 公太君
山下 芳生君	青木 一彦君
赤石 清美君	舩添 要一君
小熊 慎司君	紙 智子君
片山さつき君	松下 新平君
水落 敏栄君	藤井 孝男君
片山虎之助君	桜内 文城君
大門実紀史君	中村 博彦君
二之湯 智君	野村 哲郎君
松村 祥史君	猪口 邦子君
中西 健治君	柴田 巧君
井上 哲士君	松山 政司君
加治屋義人君	愛知 治郎君
有村 治子君	金子原二郎君
江口 克彦君	市田 忠義君
橋本 聖子君	松村 龍二君
衛藤 晟一君	山崎 力君
岩城 光英君	岸 宏一君
鶴保 庸介君	小野 次郎君
川田 龍平君	水野 賢一君

総務大臣	片山 善博君
経済産業大臣	海江田万里君
国土交通大臣	大畠 章宏君
環境大臣	江田 五月君

国務大臣 (内閣官房長官)

枝野 幸男君

国務大臣 細野 豪志君

副大臣

経済産業副大臣 松下 忠洋君

議長の報告事項

昨二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第一号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

核兵器廃絶に向けた我が国の取組に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第二二六五号)

東日本大震災の被災者を対象とした生活支援ハンドブック等に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第二二六六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

枯れ葉剤に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二二六〇号)

東日本大震災により発生したがれき撤去に係る補助金の交付手続に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第二二六一号)

学校の屋外プールに係る放射線量の基準に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第二六二号)

東日本大震災により被災した土地の買取りに関する質問主意書(熊谷大君提出)(第二六三号)

浜田和幸総務大臣政務官に関する質問主意書(山本一太君提出)(第二六四号)

昨二十三日衆議院から次の議案が提出された。

よつて議長は即日これを環境委員会に付託した。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(衆第二九号)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(閣法第九〇号)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第五一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを環境委員会に付託した。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(環境委員長提出)(衆第二九号)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第三〇号)

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

運輸事業の振興の助成に関する法律案(衆第二七号)審査報告書

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆第二八号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田昌良君提出福島県の高校新卒者に対する求職者支援制度の弾力的な運用に関する質問に対する答弁書(第二五七号)

参議院議員又市征治君提出医薬品の配置販売業における講習及び業務の実態と指導強化の必要性に関する質問に対する答弁書(第二五八号)

参議院議員紙智子君提出サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問に対する答弁書(第二五九号)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律

審査報告書

運輸事業の振興の助成に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十三日

総務委員長 藤木 健三

参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もつて国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を

助成するための措置について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

国は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、運輸事業振興助成交付金の創設経緯及び本法施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法の在り方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

二、各都道府県における運輸事業振興助成交付金の交付実績について毎年度把握し、本法の趣旨にのつとめた交付が行われるよう、都道府県に対し、要請すること。

右決議する。

運輸事業の振興の助成に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年八月十一日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

運輸事業の振興の助成に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。

(運輸事業振興助成交付金の交付)

第二条 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であつて当該都道府県の区域を単位とするもの(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつたものに限る。)及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金(以下「運輸事業振興助成交付金」という。)を交付するよう努めなければならない。

2 前項の運輸事業振興助成交付金の額は、平成

六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

(運輸事業振興助成交付金の使途)

第三条 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならない。

2 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行つた事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(財政上の措置)

第四条 第二条第一項の規定による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(省令への委任)

第五条 この法律に定めるもののほか、運輸事業振興助成交付金の交付の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、総務省令・国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年八月二十三日

総務委員長 藤末 健三
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が

市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債を発行できる期間の延長は、東日本大震災の被災地域に所在する合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であることから、当該合併市町村における復旧・復興事業の見通し等、実態の把握に努めるとともに、当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は、期間の延長等適切な措置を講ずること。

二、被災地域以外に所在する合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、当該合併市町村の実情を考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること。
右決議する。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年八月十一日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による被害を受けた合併市町村(旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法(以下「旧合併特例法」という。))第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第十一条の第二項の規定により地方債を起こすことができる期間の特例を定めるものとする。

(地方債の特例)

第二条 平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第

三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 運輸事業の振興の助成に関する法律案

(衆議院提出)

賛成者氏名

二二一名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石井 一君	石橋 通宏君
一川 保夫君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	大野 元裕君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	金子 洋一君
神本美恵子君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君

郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
行田 邦子君	興石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	主演 了君
榛菜賀津也君	鈴木 寛君
田城 郁君	田中 直紀君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷 亮子君
谷岡 郁子君	ソレン マルチア君
津田弥太郎君	外山 斎君
徳永 エリ君	徳永 久志君
轟木 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	中村 哲治君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	羽田雄一郎君
白 眞勲君	林 久美子君
姫井由美子君	平田 健二君
平野 達男君	平山 幸司君
平山 誠君	広田 一君
広野ただし君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君

松井 孝治君	松浦 大悟君
松野 信夫君	水戸 将史君
水岡 俊一君	室井 邦彦君
安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	青木 一彦君
赤石 清美君	有村 治子君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井みどり君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
衛藤 晟一君	大家 敏志君
岡田 直樹君	岡田 広君
加治屋義人君	片山さつき君
金子原二郎君	川口 順子君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イッセイ君	熊谷 大君
小泉 昭男君	小坂 憲次君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
山東 昭子君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
谷川 秀善君	塚田 一郎君

鶴保 庸介君	中川 雅治君	井上 哲士君	市田 忠義君	尾立 源幸君	大石 尚子君	平野 達男君	平山 幸司君
中曾根弘文君	中西 祐介君	紙 智子君	田村 智子君	大河原雅子君	大久保 勉君	平山 誠君	広田 一君
中原 八一君	中村 博彦君	大門実紀史君	山下 芳生君	大久保潔重君	大島九州男君	広野ただし君	藤末 健三君
二之湯 智君	西田 昌司君	荒井 広幸君	片山虎之助君	大塚 耕平君	大野 元裕君	藤田 幸久君	藤谷 光信君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	中山 恭子君	藤井 孝男君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	藤本 祐司君	藤原 正司君
長谷川 岳君	橋本 聖子君	舩添 要一君	福島みずほ君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	藤原 良信君	舟山 康江君
林 芳正君	福岡 資麿君	山内 徳信君	吉田 忠智君	金子 恵美君	金子 洋一君	前川 清成君	増子 輝彦君
藤井 基之君	藤川 政人君	亀井亜紀子君	自見庄三郎君	神本美恵子君	川合 孝典君	牧山ひろえ君	松浦 大悟君
古川 俊治君	松下 新平君	森田 高君	尾辻 秀久君	川上 義博君	川崎 稔君	松井 孝治君	水戸 将史君
松村 祥史君	松村 龍二君	浜田 和幸君		郡司 彰君	小西 洋之君	松野 信夫君	安井美沙子君
松山 政司君	丸川 珠代君			小林 正夫君	小見山幸治君	水岡 俊一君	柳田 稔君
丸山 和也君	三原じゅん子君		一〇名	行田 邦子君	興石 東君	松野 俊一君	横峯 良郎君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	上野ひろし君	江口 克彦君	今野 東君	佐藤 公治君	安井美沙子君	米長 晴信君
宮沢 洋一君	森 まさこ君	小熊 慎司君	小野 次郎君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	柳田 稔君	愛知 治郎君
山崎 力君	山崎 正昭君	川田 龍平君	桜内 文城君	芝 博一君	主濱 了君	横峯 良郎君	赤石 清美君
山田 俊男君	山谷えり子君	柴田 巧君	中西 健治君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	横峯 良郎君	石井 準一君
山本 一太君	山本 順三君	松田 公太君	水野 賢一君	田城 郁君	田中 直紀君	横峯 良郎君	石井 みどり君
吉田 博美君	義家 弘介君			高橋 千秋君	武内 則男君	横峯 良郎君	磯崎 陽輔君
若林 健太君	脇 雅史君			谷 博之君	谷 亮子君	横峯 良郎君	宇都 隆史君
渡辺 猛之君	秋野 公造君			谷岡 郁子君	ツルギン マルイ君	横峯 良郎君	衛藤 晟一君
荒木 清寛君	石川 博崇君			津田弥太郎君	外山 斎君	横峯 良郎君	岡田 直樹君
魚住裕一郎君	加藤 修一君			徳永 エリ君	徳永 久志君	横峯 良郎君	加治屋義人君
草川 昭三君	木庭健太郎君			轟木 利治君	友近 聡朗君	横峯 良郎君	金子原二郎君
白浜 一良君	竹谷とし子君	足立 信也君	相原久美子君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	横峯 良郎君	岸 宏一君
谷合 正明君	長沢 広明君	石井 一君	池口 修次君	中谷 智司君	中村 哲治君	横峯 良郎君	北川イツセイ君
西田 実仁君	浜田 昌良君	一川 保夫君	石橋 通宏君	長浜 博行君	難波 奨二君	横峯 良郎君	
松 あきら君	山口那津男君	植松恵美子君	岩本 司君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	横峯 良郎君	
山本 香苗君	山本 博司君	江崎 孝君	梅村 聡君	白 眞勲君	林 久美子君	横峯 良郎君	
横山 信一君	渡辺 孝男君	小川 勝也君	小川 敏夫君	姫井由美子君	平田 健二君	横峯 良郎君	

小泉 昭男君	小坂 憲次君	荒木 清寛君	石川 博崇君	福島県の高校新卒者に対する求職者支援制度の弾力的な運用に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。 平成二十三年八月十二日 参議院議長 西岡 武夫殿 浜田 昌良 福島県の高校新卒者に対する求職者支援制度の弾力的な運用に関する質問主意書 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に見舞われた福島県では、高校新卒者が厳しい就職環境に置かれている。本年七月八日に発表された来年三月卒業予定の高校新卒者に対する求職状況は、前年同期比で全国が九パーセントの減少であるのに対し、福島県は四十一パーセントの大幅な減少であり、福島県の復興を担う多くの人材が県外に流出してしまうことが懸念される。一方、本年十月から実施される求職者支援制度を具体化する「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が本年五月十三日に成立したが、五月十二日の参議院厚生労働委員会における附帯決議において、「被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること」とされたところである。 この趣旨を踏まえ、就職機会に恵まれなかった
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	草川 昭三君	木庭健太郎君	福島県の未就職の高校新卒者を支援するため、求職者支援制度を弾力的に運用し、月十万円の職業訓練受講手当を支給しながら、一年間の職業訓練を実施することを内容とする求職者支援制度の「福島枠」を創設することを提案する。 そこで以下のとおり質問する。 一 職業訓練受講手当は、本人及び同居又は生計を一にしている親、子、配偶者(以下「世帯」という。)の合計収入が月二十五万円以下であること、世帯の金融資産の合計額が三百万円以下であること等の支給要件があるが、多くの未就職の高校新卒者が、世帯の収入や金融資産により、こうした要件を満たさず、職業訓練受講手当を受給できないことが予想される。福島県の高校新卒者の置かれた厳しい就職環境を踏まえ、就労支援の一層の充実・強化を図るため、すでに緩和されている不動産所有要件だけでなく、前記の要件を例外的に撤廃すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。 二 本年八月一日の参議院東日本大震災復興特別委員会において、私が一の提案をしたところ、厚生労働大臣は求職者支援制度について「弾力的に適用」しようと思つてしていると答弁した。また、来年春卒業予定の高校生が就職できないときには「積極的な対応」をしてまいりたいと答弁した。本年九月頃から就職活動が始まる高校卒業予定者の不安を解消するため、この「弾力的
山東 昭子君	島尻安伊子君	白浜 一良君	竹谷とし子君	
末松 信介君	鈴木 政二君	谷合 正明君	長沢 広明君	反対者氏名 ○名
世耕 弘成君	関口 昌一君	西田 実仁君	浜田 昌良君	
伊達 忠一君	高階恵美子君	松 あきら君	山口那津男君	反対者氏名 ○名
谷川 秀善君	塚田 一郎君	山本 香苗君	山本 博司君	
鶴保 庸介君	中川 雅治君	横山 信一君	渡辺 孝男君	反対者氏名 ○名
中曾根弘文君	中西 祐介君	上野ひろし君	江口 克彦君	
中原 八一君	中村 博彦君	小熊 慎司君	小野 次郎君	反対者氏名 ○名
二之湯 智君	西田 昌司君	川田 龍平君	桜内 文城君	
野上浩太郎君	野村 哲郎君	柴田 巧君	中西 健治君	反対者氏名 ○名
長谷川 岳君	橋本 聖子君	松田 公太君	水野 賢一君	
林 芳正君	福岡 資麿君	井上 哲士君	市田 忠義君	反対者氏名 ○名
藤井 基之君	藤川 政人君	紙 智子君	田村 智子君	
古川 俊治君	松下 新平君	大門実紀史君	山下 芳生君	反対者氏名 ○名
松村 祥史君	松村 龍二君	荒井 広幸君	片山虎之助君	
松山 政司君	丸川 珠代君	中山 恭子君	藤井 孝男君	反対者氏名 ○名
丸山 和也君	三原じゅん子君	舩添 要一君	福島みずほ君	
水落 敏栄君	溝手 顕正君	山内 徳信君	吉田 忠智君	反対者氏名 ○名
宮沢 洋一君	森 まさこ君	亀井亜紀子君	自見庄三郎君	
山崎 力君	山崎 正昭君	森田 高君	尾辻 秀久君	反対者氏名 ○名
山田 俊男君	山谷えり子君	浜田 和幸君		
山本 一太君	山本 順三君			反対者氏名 ○名
吉田 博美君	義家 弘介君			
若林 健太君	脇 雅史君			反対者氏名 ○名
渡辺 猛之君	秋野 公造君			

に適用」及び「積極的な対応」について、その具体的内容を早期に決定し発表すべきであると考え、その時期を明確に示されたい。
右質問する。

平成二十三年八月二十三日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出福島県の高校新卒者に対する求職者支援制度の弾力的な運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出福島県の高校新卒者に対する求職者支援制度の弾力的な運用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の厚生労働大臣の「弾力的に適用」をする旨の答弁については、既に、緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金について、東日本大震災の被災者が現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有している場合であっても、当該土地・建物が被災したこと等により、それを直ちに換金して、職業訓練を受講している間の生活費に充てることが困難な場合について、支給の対象になり得るとの取扱いをしていることを踏まえ、平成二十三年十月から実施する求職者支援制度における職業訓練受講手当についても、被災者の実情に応じた措置

を講ずることとしている旨を述べたものであり、その詳細については制度開始前の九月中には明らかにしてまいりたい。

御指摘の収入及び金融資産に関する要件については、例えば被災者に一定の収入がある場合には、これを訓練受講中の生活費に充てることが可能と考えられることから、この場合にも支給の対象となり得ることとは問題があると考えている。

また、御指摘の厚生労働大臣の「積極的な対応をする旨の答弁については、被災地において実施してきた就職支援の取組に加え、全国の都道府県労働局及び公共職業安定所において被災地の高校生のための求人開拓等を実施し、主要経済団体等に対して被災地の高校生の採用枠の拡大を要請する等、被災地の高校生が高等学校を卒業するまでに就職先を決定できるよう、積極的な就職支援に努めるとともに、今後、卒業までに就職先を決定できない者に対しては、ジョブサポーターによる集中的な支援を行うなど、被災者の実情に応じた真に有効な就職支援策を幅広く検討していく旨を述べたものであり、支援策の具体的内容は、平成二十三年度第三次補正予算における対応を含め検討し、来春卒業予定の高校生の就職先の決定状況等を踏まえて、適切な時期に示してまいりたい。

医薬品の配置販売業における講習及び業務の実態と指導強化の必要性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月十五日

又市 征治

参議院議長 西岡 武夫殿

医薬品の配置販売業における講習及び業務の実態と指導強化の必要性に関する質問主意書

医薬品の既存配置販売業者については、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正薬事法」という。)附則第十二条の規定に基づき資質向上の講習等が行われることになり、その実施が始まってから久しい。

しかしながら、現場において実施されている講習等の内容については、医薬品の安心安全情報提供、相談応需、配置販売の観点から、見逃せない欠陥、脱法行為が多々見られると言われている。

このため私が二〇一〇年五月十七日、参議院決算委員会での質問の中で政府に実情調査と対策を求めたのに対し、足立厚生労働大臣政務官は各既存配置販売業者において一定水準の講習等が厚生労働省の方針に即してきちんと行われているかどうか等の実態調査を同年六月から七月に実施し、その調査結果を公表すると答弁した。

この調査結果(既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係る講習等の実施状況に関する調査の結果について)。以下単に「調査結果」という。)は前記答弁からおおよそ十三か月の後、ようやく本年六月三十日に公表された。

また、前記委員会において足立厚生労働大臣政務官は、さらに具体的に厳格なガイドラインについては、近く「Q & A」の形で示したいと答弁した。

そこで、国民・消費者の安全な医薬品利用を守る観点から、以下質問する。

一 無資格・未経験の配置員に対する講習等の状況について

平成二十一年三月三十一日付け薬食総発第〇三三一〇〇一号厚生労働省医薬食品局総務課長通知「薬事法の一部を改正する法律附則第十二条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上については、「業務経験期間が短い配置員を対象とした講習、研修等、配置員の実情を踏まえた講習、研修等が実施されることが望ましい」と記載され、厚生労働省は本件に関し既存配置販売業者において何らかの対応をすべきものと考えてきたようである。

ところが今回の調査結果では、無資格・未経験者が何ら教育をされないまま、単独で第二类医薬品、第三類医薬品について、情報提供、相談応需、配置販売を行っているという重大かつ深刻な実態が明らかになった。

調査結果の図三十三によると、業務経験が短い配置員対象の講習等を実施している業者の六十一・九パーセントが、配置販売従事開始前に講習等を修了していない。すなわち、教育が全くなされていない又は教育が不十分なまま、業務経験が短い配置員が医薬品の配置販売、情報提供、相談応需を行っている。国民・消費者にとって恐ろしい事実である。

よって、「新たに既存配置販売に従事しようとする者には、配置販売従事開始前に『業務経験が短い配置員対象の講習等』を受講修了させること。既存配置従事者身分証明書交付申請時に受講修了証を添付しなければならない。』等の具体的で厳格な指導が早急に必要である。

また、調査結果の図三十四によると、業務経験が短い配置員対象の講習等を実施している業者の十一・二パーセントが、当該講習等の内容から「医薬品に共通する特性と基本的な知識」を削除している。同様に、業者の十・四パーセントが「主な医薬品とその作用」を、十二・一パーセントが「医薬品の適正使用と安全対策」を削除している。これらは、医薬品の配置販売、情報提供、相談応需を行う配置員に対する講習の内容とは到底考えられないものであり、販売テクニック等の講習を重視し、医薬品の適正使用と安全対策を軽視している故と思われる。

よって、改めて各々の講習内容について検証

し、「医薬品に共通する特性と基本的な知識」、「主な医薬品とその作用」、「医薬品の適正使用と安全対策」等が不足している場合は、これらを必須とするよう厳格に指導すべきである。

言うまでもなく改正薬事法附則第十一条で、既存配置販売業者の配置員は、一般用医薬品の販売に従事する者として登録販売者と同等の業務(能動的・双方向的な対話を通じて所要の事項を聴取し、併せて購入者の声質や口調などを聞くこと等を通じて、購入者側の属性・状態等を的確に把握し、それに応じて情報提供の要否・内容及び使用の適否を判断すること)を行うことが求められている。業務経験期間が全くない既存配置販売業者の配置員であっても配置販売に従事するからには、同様の業務を行うことが求められる。にもかかわらず前記のような講習等の状況を放置すれば、改正薬事法の趣旨である消費者への一般用医薬品に係る安心安全で丁寧な情報提供・相談応需体制は形骸化し、危険な販売形態が横行することになりかねない。

ひいてはこのような状況がインターネットによる安易な医薬品販売という規制緩和の口実となりかねず、改正薬事法自体の意義が危うくなる。この懸念は前記の足立厚生労働大臣政務官の答弁でも指摘されており、政府は調査結果を踏まえ、各々に行われている講習等について、その内容の実効性を具体的に検証し、厳格に指

導することが必要であると考えているが、見解を示されたい。

二 「受講対象者である配置員は実施者・講師となれない」とする政府答弁書の記載事項に違反している事実について

「薬事法施行の問題点に関する質問に対する答弁書(内閣参質一七三第七八号。平成二十一年十二月八日付け)では、「講習等の受講対象者である配置員が実施者になることはできない。また、講習等の受講対象者である配置員が当該講習等の講師となることは適当でないものと考ええる。」と明記されている。しかし、調査結果の図十一及び図四十六によると、個人配置販売業者を除く配置販売業者(以下「法人配置販売業者」という。)の三十九・九パーセント、個人配置販売業者の四十四・一パーセントが「実施側のメンバーが受講生になることがある」と回答している。すなわち、前記答弁書の記載事項が守られていないものが約四割に上っている。

行政府の長である内閣総理大臣名の答弁書は閣議決定されたものであることから、厚生労働大臣はその記載事項の執行に責任があり、また自治体行政にとっても指針のはずである。前記答弁書に従い、各々に行われている講習等の実施体制について、受講対象者である配置員の関与禁止を検証し、不備の場合は厳格に指導すべきであると考えているが、これをどのように徹底させるのか政府の方針を示されたい。

三 消費者等の参画及び都道府県に対する届出が少ない事実について

一 で示した厚生労働省医薬食品局総務課長通知には、講習、研修等について、消費者等の参画及び都道府県に対する届出が明記されているが、調査結果はそれらを遵守した講習等が少ないことを示している。

1 調査結果の図十及び図四十五によると、法人配置販売業者の七十一・三パーセント、個人配置販売業者の七十一・一パーセントが、消費者等が参画しているとは回答していない。これでは、講習等の内容の客観性が乏しい。既存配置販売業者に対して、消費者等の参画の意味を理解させ、講習等の内容の客観性を高めるよう指導すべきであると考えているが、政府の見解を示されたい。

2 調査結果の図三十八及び図六十五によると、法人配置販売業者の三十二・九パーセント、個人配置販売業者の三十九・八パーセントが、都道府県に対する届出を提出しているとは回答していない。届出すら提出しない既存配置販売業者には、定期的な追跡調査が必要であると考えているが、政府の見解を示されたい。

四 登録販売者試験の受験資格のための実務経験の認定基準について

登録販売者試験の受験資格のための実務経験は薬剤師等の指導監督の下で毎月八十時間以

上、連続して一年以上の実務経験が求められており、店舗販売業の場合は常時、店舗内において薬剤師等の直接の指導監督の下で業務が行われている。

一方、配置販売業界においては、「新配置販売業の新規従事者については専門家（薬剤師又は登録販売者）の同行による一、二週間の実地研修を受講する。新配置販売業における専門家と一般従事者の割合は、一・二・一・一を指す」や「新配置販売業に新たに従事する者については、専門家（薬剤師又は登録販売者）の同行により一、二週間の実地研修を受講する」との「自主基準」、「要望書に関する考え方」が厚生労働省に提出されている。

しかし、新配置販売業の新規の一般従事者について、一、二週間の薬剤師等への同行と残りの十一か月以上の単独での配置販売行為（医薬品の再配置（補充）と代金の清算を組み合わせた行為を「一年以上の実務経験」として認めることが適切かどうか疑問である。

厚生労働省はこのような認定基準で登録販売者試験の受験資格のための実務経験が取得できることについて、適切と考えているのか。

五 確実な研修実施のための指導強化について
本年五月十六日、配置販売三団体の長（全国配置家庭薬協会配置部会長、社団法人日本置き薬協会代表理事、社団法人日本配置販売業協会会長）から要望書（以下「要望書A」という。）が厚

生労働大臣に提出された。

この要望書Aは、登録販売者試験の受験資格のための実務経験に関する経過措置が切れる平成二十四年六月一日以降も当該経過措置の延長を要望しつつ、自らに対し「既存配置員の資質向上に向けた、厳格かつ確実な研修実施のための指導強化」、「新配置販売業における専門家の情報提供及び相談応需並びに体制について明確化」等を求める内容で、薬業他団体、厚生労働省の評価も高いと聞いている。

一方で、この要望書Aが提出されてまもなく、全国配置家庭薬協会会長から別の要望書（以下「要望書B」という。）が提出された。要望書Bは前記の「経過措置」については要望書Aと同様に当分の間の延長を要望する一方、要望書Aの中の「既存配置販売業者における確実な研修実施のための指導強化」や「新配置販売業における専門家の情報提供及び相談応需並びに体制について明確化」等の項目については、配置部会長が誤謬により連署したものであるとして、撤回を願う内容となっている。

私は事業者団体の方針に介入する意思は毛頭ない。しかし、消費者が医薬品の安心安全な情報提供、相談応需、配置販売（購入）を願う一方で、今回の調査結果では講習等の不備が明らかになったことにかかわらず、「経過措置の延長」の実現如何にかかわらず、「確実な研修実施のための指導強化」は早急に対処しなければならな

い重要な課題だと考えるが、政府の見解を示されたい。

また、既存配置販売業者自らも「確実な研修実施のための指導強化」を求めている点を厚生労働省として積極的に受け止め、指導を強化すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

六 新配置販売業における専門家による情報提供体制の整備について
配置販売業も店舗販売業と同じく、医薬品の安全な提供・使用のために、専門家による情報提供体制の確保が求められている。ところが配置販売業界においては、「論理的には、一人の登録販売者がいれば、全国各道府県庁の責任者にして、全国数千人の従事者を監督することも可能でしょう」という説明や発言等があり、「新制度のA配置Vに転換しても、一人の登録販売者がいれば全国津浦々まで営業ができる」と信じている配置販売業者も未だ多いと聞いている。専門家の業務の補助として一般従事者の使用を認めている新配置販売業では、その専門家の業務及び情報提供体制が不明確なことから、一般従事者の従事形態や業務範囲が業者によって大きく異なっている現状がある。

よって、改正薬事法を実効性のあるものとするためには、「既存配置員の資質向上に向けた、厳格かつ確実な研修実施のための指導強化」を行うとともに、「新配置販売業における専門家の情報提供・相談応需体制の明確化」を求めるべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 一般従事者単独の「医薬品の再配置（補充）」と代金の清算を組み合わせた「情報提供以外の配置販売は合法と解釈されていることについて」
平成二十一年五月八日付け薬食発第〇五〇八〇〇三号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」の「3 配置販売業に関する事項」においては、「医薬品の再配置（補充）」、配置箱の清掃、代金の清算等の情報提供以外の業務については薬剤師又は登録販売者に自ら行わせるほか、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で一般従事者に行わせることができること。」とされている。これについては、医薬品を初回配置する際に一度だけ薬剤師又は登録販売者による情報提供、直接の対面販売を行えば、リスクが特に高い第一類医薬品、リスクが比較的高い第二類医薬品を含め、二回目以降の配置販売行為（医薬品の再配置（補充）と代金の清算を組み合わせた行為）において、情報提供、相談応需が求められなかったことにすれば、新製品を配置しない限り期限の定めなしに、一般従事者（無資格者）が単独で、それらの医薬品の代金の清算と納品を続け、結果として、医薬品の配置販売の現場において、有資格者が毎回、直接消費者に対面しないことを常態とした一般従事者（無資格者）

単独による配置販売が合法的にできると解釈されていると聞いている。

1 このような解釈を放置すれば一般従事者(無資格者)単独による一般用医薬品の販売を容認することになるが、それでよいと考えるか。

2 医薬品の配置販売の現場において、有資格者が毎回、直接消費者に面しないことを常態とした状況が合法であるとして容認された場合に、そのような状況と、インターネットでの医薬品販売においてディスプレイ上とはいえ医薬品を購入する毎に情報が示される状況とを比較した場合、情報提供という点で、どちらがより積極的な情報提供と言えるか。

3 足立厚生労働大臣政務官は、さらに具体的に厳格なガイドラインについて、近く「Q & A」の形で示したいと答弁しており、何らかの「Q & A」、通知等を出すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

八 能動的情報提供の規定との矛盾について

七で示した厚生労働省医薬食品局長通知においては、「顧客から情報提供の求めがあった場合又は相談があった場合に、速やかに、医薬品を配置する場所において薬剤師又は登録販売者に対面で情報提供を行わせることができるよう、一般従事者を管理及び指導する薬剤師又は登録販売者が当該一般従事者と直ちに連絡を取

ること(中略)等の適切な体制を確保すること。」とされている。

1 この文言は、医薬品の適正使用のための情報提供に対し極めて消極的であり、店舗販売業も配置販売業も、医薬品の適正使用のための薬剤師又は登録販売者による能動的情報提供を行うとする改正薬事法の趣旨と相違すると思われるが、政府の見解を示されたい。

2 この文言は、医薬品の配置販売の現場において、有資格者が毎回、直接消費者に面しないことをあたかも常態とみなし、一般従事者(無資格者)単独による配置販売を助長、容認することに繋がるのが危惧されるが、政府の見解を示されたい。

3 2のような状況にならないよう、何らかの「Q & A」、通知等を出すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

九 一般従事者単独の業務が登録販売者試験の受験資格のための実務経験時間に加算される運用について

一般従事者が単独で医薬品の再配置(補充)と代金の清算を組み合わせた行為を行い、顧客から相談があった場合に、携帯電話等で薬剤師又は登録販売者と直ちに連絡するだけで、同人の登録販売者試験の受験資格のための実務経験時間として水増しカウントされているが、この運用は一般従事者(無資格者)の行為を正当化し、受験資格のための実務経験時間の厳格さを骨抜

きにするものであると考えるが、政府の見解を示されたい。

十 特定商取引法の適用について

配置販売業は経済産業省及び厚生労働省医政局経済課の所管する特定商取引法の適用業種であり、毎回の配置販売が契約の更新に当たることから、その際には情報提供しなければならぬ。

したがって、薬事法によって情報提供を禁止されている一般従事者は必ず薬剤師又は登録販売者に同行しなければならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

十一 専門家同行規定を「Q & A」、通知等において補足し厳守させる必要性について

配置販売業を店舗販売業と比較したときに、七で示した厚生労働省医薬食品局長通知において、「配置した医薬品の使用状況の確認及び点検、情報提供の要否の確認、情報提供が不要な場合の医薬品の再配置(補充)、配置箱の清掃、代金の清算等の情報提供以外の業務」というように配置販売業の業務内容を「情報提供」とそれ以外に分けて表現した上で、情報提供以外の業務については「薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で一般従事者に行わせることができる」と記載されていることが問題である。

すなわちこの文言では、改正薬事法の趣旨と関係なく、いかにも専門家でない一般従事者が薬剤師又は登録販売者に同行せず、単独で配置

販売を行うことができるかのような解釈が成り立ちうる。

よって、配置販売業の一般従事者による違法行為の誘発を予防するためには、明確に「薬剤師又は登録販売者に一般従事者が同行し、薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で一般従事者に行わせることができる」と「Q & A」、通知等において補足すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

十二 有資格者率の低さについて

富山県厚生部くすり政策課公表の「平成二十二年十二月三十一日現在の平成二十二年年度医薬品配置販売業及び従事者総数全国集計」によれば、新法に基づく配置販売業者における有資格者率は全国平均三十九・七パーセントで、一人の有資格者に対し二・五人の一般従事者が配置販売業に従事している。

このうち兵庫県は専門家三十九人・一般従事者三百六十人(有資格者率十・八パーセント)、大阪府は三十七人・二百七十六人(同十三・四パーセント)、京都府は二十一人・百二十人(同十七・五パーセント)、和歌山県は十一人・四十四人(同二十五パーセント)、滋賀県は十九人・四十一人(同四十六・三パーセント)となっている。

このような比率において、専門家による指導監督が十分に行われるのか、一般従事者は十分な実務経験が得られるのか、また、消費者に対し

十分な情報提供や相談応需ができるのか甚だ疑問である。

そこで、一人の専門家に對して多数の一般従事者が配置員として配置販売業に従事している配置販売業者があることについて、厚生労働省は各都道府県業務主管課に對し何らかの対策を指示しているか。

十三 登録販売者試験における実務経験不正証明事件について

平成二十二年度登録販売者試験において、四十二都道府県で、六人の有資格者によつて延べ七百三十七人以上もの登録販売者試験実務経験不正証明を出した株式会社N社の事件で、奈良県業務課は、N社社長と実務担当室長から事情聴取を行い、N社に報告書の提出を指示し、警告書を発出した後、奈良県における配置販売業廃止届を提出させた。この間、受験者の願書取下げや受験辞退があつたことが同課のホームページで公表されている。

奈良県業務課は今後、全受験者を無作為抽出し実務経験実態調査をするほか、実務経験不備をチェックするリストを配布するなどして受験書類チェックのハードルを上げ、引締めを図るとしている。

このように生命関連商品に係る登録販売者試験において、不正をする受験者と実務経験証明書発行者には、もとより医薬品販売の資格はないと考える。

1 N社の事件を含め、登録販売者試験が始まつてから平成二十二年度末までに実務経験証明の不正、合格取消し、受験願書取下げ、販売従事登録の消除等が全国でどのくらいあつたのが示されたい。

2 平成二十三年登録販売者試験においては、受験のための実務経験証明書をより厳しくチェックしなければならない。また、過去にまで遡つて実務経験の実態調査をするともに、今まで以上に実務経験証明書等の受験書類の審査を厳格にするべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 従来から厚生労働省は、登録販売者試験が自治事務であり、各都道府県において薬事法に基づき適切に実施されるべきものと答弁している。しかし、この自治事務性が裏目に出て、登録販売者試験の前提となるべき実務経験に關して不正証明を出したN社の事件は四十二都道府県に跨つてゐる。これは改正薬事法附則第十三条により「一都道府県で既存配置販売業の許可があれば、許可がない都道府県の許可を取得できる」からであつて、多数県に跨る業者には痛手はない。各都道府県が行う処分の間に差異があることが問題である。

厚生労働省は各都道府県に對して、悪質な業者には、改正薬事法を定着させるべく一罰百戒の意味を含めた厳格な指導、断固とした

処分を行うよう、具体的な通知、「Q&A」等を発出すべきであると考えてるが、これまでの経過も含めて今後の方針を示されたい。

Q&Aについて(平成二十二年七月十二日付け厚生労働省医薬食品局総務課及び監視指導・麻薬対策課事務連絡。以下「事務連絡」という。)において、講習等への消費者等の参画を求めること、講習等の内容に「医薬品の適正使用と安全対策」等を含めること、業務経験期間が短い配置員を対象とした講習等の実施が望ましいこと、自らが講習等の講師となることをもつて当該講習等を受講したとみなすことは適当でないこと等の基準を示し、平成二十二年七月に講習等の実施状況に關する調査を実施し、平成二十三年六月に当該調査の結果を公表するとともに、当該基準に基づく講習等が適切に行われるよう、都道府県を通じて既存配置販売業者を指導したところである。

平成二十三年八月二十三日
内閣総理大臣 菅 直人
参議院議長 西岡 武夫殿
参議院議員又市征治君提出医薬品の配置販売業における講習及び業務の実態と指導強化の必要性に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出医薬品の配置販売業における講習及び業務の実態と指導強化の必要性に關する質問に對する答弁書
一から三まで及び五について

お尋ねの既存配置販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第十条に規定する既存配置販売業者をいう。以下同じ。)の配置員に對する講習、研修等(以下「講習等」という。)については、「薬事法の一部を改正する法律附則第十二条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」(平成二十一年三月三十一日付け薬食総発第〇三三一〇〇一号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。以下「資質向上通知」という。)及び「一般用医薬品販売制度に關する

四及び九について

お尋ねの「認定基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねが、新配置販売業者(薬事法第三十条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)における一般従事者(薬剤師及び登録販売者以外の一般用医薬品の販売に従事する者をいう。以下同じ。)のこととするならば、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の四第一項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)を受けようとする者は、薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の五の規定等に基づき、その学歴等に應じて一定以上の期間、薬局又は店

舗販売業者若しくは配置販売業者において薬剤師又は登録販売者(以下「薬剤師等」という。)の管理及び指導の下に実務に従事した経験を有するところが求められているところ、医薬品の配置販売に従事する一般従事者については、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」(平成二十一年五月八日付け薬食発第〇五〇八〇〇三号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。)において、当該一般従事者を管理及び指導する薬剤師等が当該一般従事者と直ちに連絡を取ることができる等の適切な体制の下で配置販売に従事できることとしており、「水増し」の指摘は当たらない。

六について

お尋ねの「既存配置員の資質向上に向けた、厳格かつ確実な研修実施のための指導強化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、既存配置販売業者の配置員に対する講習等については、資質向上通知等において講習等の内容等について基準を示しているところであり、当該基準に基づく講習等が適切に行われ、配置員の資質の向上が図られるよう、引き続き都道府県を通じて既存配置販売業者を指導してまいりたい。

また、お尋ねの「新配置販売業者における専門家の情報提供・相談応需体制の明確化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新配

置販売業者は、一般用医薬品の販売等を行う場合には、同法第三十六条の六の規定等に基づき、一般用医薬品の区分に応じて薬剤師等による適正な使用のために必要な情報提供をさせる義務又は努力義務を、また、一般用医薬品の購入等を行うとする者(以下「購入者」という。)から相談又は情報提供の求め(以下「相談等」という。)があった場合には薬剤師等にその適正な使用のために必要な情報提供をさせる義務を負っているところである。

七の1について

お尋ねについては、新配置販売業者における医薬品の販売体制のこととするならば、新配置販売業者は、一般用医薬品の区分に応じて薬剤師等にその適正な使用のために必要な情報提供をさせる義務又は努力義務を、また、一般用医薬品の購入者から相談等があった場合には薬剤師等にその適正な使用のために必要な情報提供をさせる義務を負っているところであり、医薬品の適正な使用のために必要な情報提供が適切に行われるよう、配置販売に従事する一般従事者を管理及び指導する薬剤師等が当該一般従事者と直ちに連絡を取ることができる等の適切な体制が確保されることが必要であると考えている。

七の2について

お尋ねについては、個々の状況によって様々であり、一概にお答えすることは困難である。

七の3について

お尋ねについては、厚生労働省医薬食品局総務課及び監視指導・麻薬対策課から都道府県等に対し、既存配置販売業者の配置員に対する講習等に関して、事務連絡を发出し、その周知を図ったところである。

八の1及び2について

お尋ねについては、新配置販売業者における医薬品の情報提供体制のこととするならば、購入者から相談等があった場合には、速やかに薬剤師等による情報提供が行える体制の下で一般従事者が一般用医薬品を販売できるという点で、新配置販売業者に対し薬局開設者又は店舗販売業者と同様の措置を求めるものであり、改正法の趣旨と相違するものとは考えていない。

厚生労働省としては、医薬品の適正な使用のために必要な情報提供が適切に行われるよう、配置販売に従事する一般従事者を管理及び指導する薬剤師等が、当該一般従事者と直ちに連絡を取ることができる等の適切な体制が確保されるよう、引き続き都道府県を通じて新配置販売業者を指導してまいりたい。

八の3及び十一について

お尋ねについては、既に、都道府県等に対し、施行通知を发出し、その中で、購入者から相談等があった場合には、速やかに薬剤師等による情報提供が行える等の適切な体制を確保すること等の一般用医薬品の配置販売の方法等を

示しているところであり、施行通知の趣旨が徹底されるよう、引き続き都道府県を通じて新配置販売業者を指導してまいりたい。

十について

お尋ねの特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)における「情報提供」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねが、新配置販売業者における医薬品の情報提供体制のこととするならば、薬事法上の情報提供については、新配置販売業者は、一般用医薬品の区分に応じて薬剤師等にその適正な使用のために必要な情報提供をさせる義務又は努力義務を、また、購入者から相談等があった場合には薬剤師等にその適正な使用のために必要な情報提供をさせる義務を負っているところである。

十二について

お尋ねについては、新配置販売業者における医薬品の情報提供体制のこととするならば、厚生労働省としては、医薬品の適正な使用のために必要な情報提供が適切に行われるよう、配置販売に従事する一般従事者を管理及び指導する薬剤師等が、当該一般従事者と直ちに連絡を取ることができる等の適切な体制が確保されるよう、施行通知を发出する等しているところであり、引き続き都道府県を通じて新配置販売業者を指導してまいりたい。

十三の1について

平成二十年度から平成二十二年度までの間に登録販売者試験の受験資格に係る実務経験の証明に關して不正が行われた件数については、平成二十三年八月十七日現在で、各都道府県の公表資料等によれば、延べ九十名分の不正があり、このうち六名は合格取消しを、また、四名は合格取消し及び販売従事登録の消除を、それぞれされたと承知しているが、受験願書の取下げ等の件数については把握していない。

十三の2及び3について

お尋ねについては、実務経験に係る不正な証明等が行われないよう、都道府県が証明書を審査する際に疑わしい事案があった場合は、勤務簿の確認や関係者への聞き取りを行うなどの十分な確認の実施を求めたところであり、今後とも都道府県と連携し、実務経験の証明に關する不正の防止に努めてまいりたい。

サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年八月十五日

紙 智子

参議院議長 西岡 武夫殿

サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に關する質問主意書

「サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に關する質問主意書」を平成二十年四月二十二日(第百六十九回国会質問第一一二号。以下「前々回質問主意書」という。)、平成二十一年十一月三十日(第百七十三回国会質問第七九号。以下「前回質問主意書」という。の二度にわたり提出し、福田康夫総理大臣(当時)、鳩山由紀夫総理大臣(当時)に政府見解を求めてきた。前々回質問主意書に対する答弁書(内閣参質一六九第一一二号。以下「福田答弁書」という。については平成二十年四月三十日に、前回質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七三第七九号。以下「鳩山答弁書」という。については平成二十一年十二月八日に、それぞれ受領したところである。

日本政府はサハリン(旧樺太)少数民族に對し謝罪も補償も行わず、この問題はいまなお解決していないが、特に鳩山答弁書の内容とその事実認識は極めて不十分であった。

そこで以下、これまでの答弁書についてあらためて、現内閣に對して質問する。

一 鳩山答弁書二の2についてについて
前回質問主意書において、サハリン戦没者遺族会(以下「遺族会」という。)の戦後補償を求める「遺族の声」について、政府認識を質したのに對し、鳩山答弁書二の2については、「政府としては、平成八年十一月に樺太・千島戦

没者慰霊碑」を建立し、少数民族の方を含め、特定の方に限らずその地域の戦没者全体の慰霊を行つてきており、このことによつて御指摘の「遺族の声」にも多少なりともおこたえしていると考えている」とされている。

1 鳩山答弁書のいう「樺太・千島戦没者慰霊碑」はサハリン州中部スミルヌイフ地区に建つ碑を指すとみられるが、同碑の建立はそもそも日本人戦没者の慰霊のためのものとして発案され、その後ロシア人も含めその地域の戦没者の慰霊のための碑となつた経緯がある。また、日本政府のスミルヌイフへの慰霊碑の建立計画に對し遺族会の願ひはサハリン少数民族の父祖の地であるポロナイスクへの建立であることなどを、ウイルト協会が一九九六年五月十三日に厚生省社会・援護局援護企画課(当時)に對し要請した経緯がある。

前記の答弁は、こうした経緯をふまえた上でのものか。

2 厚生労働省ホームページに掲載されている「樺太・千島戦没者慰霊碑」の「碑の概要」によると、同碑は「先の大戦において、樺太及び千島列島並びにその周辺海域における戦闘又は戦火により亡くなられた日露両国の全ての人々を偲び、平和への思いを込め、かつ、ロシア国民と日本国民との恒久の友好と親善を深めるために建立された」とのことである。

遺族会は、サハリンの北方少数民族ウイルト、ニブヒ、エヴェンキの人々で構成されており、その祖父、父、兄弟、伯叔父など七十名以上とみられる人々が旧日本軍に召集、徴用された。このうちサハリンでの戦闘で生き残つた者は、戦後、旧ソ連政府に日本軍協力者とみなされ、全員が捕虜ではなく戦争犯罪人という重罪人の汚名を着せられてシベリア強制収容所に送られた。その中には、酷寒のシベリアで命を落とした者や、旧ソ連政府に戦犯とみなされたが故に、刑期終了後も故郷サハリンへの帰郷が許されず、日本での居住を余儀なくされ、日本で最期を迎えたD・ゲンダーヌ氏のような者もいる。

遺族会が求めた慰霊碑はこうした旧日本軍の犠牲となつた民族すべてを悼むものだが、日本政府が建立したスミルヌイフの慰霊碑は前記の「碑の概要」に示されるように、シベリアや日本でのサハリン少数民族死没者は対象外ではないか。

スミルヌイフの慰霊碑がサハリン少数民族の「遺族の声」に「多少なりともおこたえしている」ものではないことを政府は深く認識すべきではないか。

3 遺族会は一九九七年八月十五日、十七年間の運動の末に父祖の地ポロナイスクに「サハリン先住民族戦没者慰霊碑」を建立した。ポ

ロナイスク市が土地を提供し、ウィルタ協会の呼びかけで様々な団体も募金を集めるなど全面的に協力した。

日本政府は、同碑の建立費用について一切支出していないのではないか。

また、日本政府関係者が同碑に慰霊に訪れたことがあるか。

4 3で述べた碑には、ウィルタ語、ニブフ語、ロシア語、日本語、アイヌ語で平和を祈念する碑文が刻まれ、現地では平和教育の教材の一つになっている。

「遺族の声」は、前回質問主意書に記したように、日本政府に対し、ポロナイスクの「タライカの原野に立つ『戦没者慰霊碑』か、せめて網走の『静眠の碑』の前に立ち、遺族から直接の声を聞くことを求めている。日本政府はこうした要請に真摯に対応すべきではないか。

二 鳩山答弁書「二の1について」について

鳩山答弁書「二の1について」では、「御指摘の『提供した資料』が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、「サハリン(旧樺太)少数民族」と考えられる者の旧日本軍従軍については、それを記録した資料の存在を含め、調査を実施したことはない」とされている。

1 前回質問主意書で述べた「提供した資料」とは、歴史学者ポドベチニコフ氏が作成し一九九九・(一)サハリン州地域公報「サハリン、

クリル周辺地域の歴史の問題」において公表した「サハリン州ポロナイスク地区在住北方民族被抑圧者名簿」と、ウィルタ協会作成の三十三名の名譽未回復者の名簿であり、前々回質問主意書の提出に先立って、私の事務所が外務省欧州局ロシア課担当者に手渡した経緯がある。

当時のロシア課は、ポドベチニコフ氏作成の名簿をサハリンで複写して入手していた他、「ポロナイスク地区地方先住民族地域社会団体会議」が作成し、二〇〇六年六月にサハリンの在ユジノサハリンスク日本国総領事館への要請の際に渡したという三十三名の少数民族名譽未回復者名簿を保持していた。外務省では、担当者の交代などの際、これら二種類の名簿を申し送りしていないのか。外務省担当部局は現在、これらを保持しているか。

2 1で述べた名簿について、福田答弁書では

以下のように言及されている。

「御指摘の『サハリン先住民族及びその他の北方民族被抑圧者名簿』と題する名簿の内容及び同名簿中にサハリン州ポロナイスク地区の出身で、ソヴィエト社会主義共和国連邦又はロシア連邦により名譽を回復された者も含まれていることは承知している。また、ポロナイスク地区の関係団体が作成したと考えられる『ポロナイスク地区北方先住少数民族名

譽未回復被抑圧被害者名簿』に御指摘の「名譽未回復者」三十三名が記載されていることも承知している」。

ポドベチニコフ氏作成の名簿が、サハリン少数民族が旧日本軍に従軍していたことを証明する資料であること、第二次世界大戦下での旧日本軍従軍が反ソ活動とみなされ、サハリン少数民族は戦争犯罪人として処罰されたこと、こうした戦犯からの「名譽回復」という極めて重要な意味をもっていることに鑑み、日本政府として、サハリン少数民族の旧日本軍従軍の事実について、責任をもって調査を実施すべきではないか。

三 福田答弁書「二の2について」について

福田答弁書「二の2について」では、「平成十三年二月十二日付けの北海道新聞に御指摘の記事が掲載されていることは承知している。また、厚生労働省社会・援護局業務課資料調査室は、旧日本軍から引き継いだ資料には「サハリン(旧樺太)少数民族」が旧日本軍に従軍したという記録がないとしているが、これは当該従軍の事実までを否定するものではなく、御指摘の信濃毎日新聞の報道と矛盾するものではない」とされている。

この答弁の「当該従軍の事実までを否定するものではなく」という文言は、サハリン少数民族の旧日本軍従軍の事実を明確に認めたもの、または従軍の事実を認める反射的効果をもつもの

のだが、現内閣も同様の認識をもっているか。もし異なる認識をもっているのであれば、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十三年八月二十三日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員紙智子君提出サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

政府においては、平成八年十一月に「樺太・千島戦没者慰霊碑」を建立し、少数民族の方を含め、その地域の戦没者全体の慰霊を行ってきたところであるが、御指摘の経緯については、現時点では確認できなかった。また、同慰霊碑は、御指摘の「シベリアや日本」での死没者については対象としていない。

一の3について

御指摘の民間の慰霊碑の建立に対しては、政府は、その費用を支出していない。また、同慰霊碑への政府による慰霊巡拝は行われていない。

一の4について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年十二月八日内閣参質一七三第七九号)一の2についてでお答えしたとおりである。

二の1について

現時点まで、外務省欧州局ロシア課において、「サハリン先住民族及びその他の北方民族被抑圧者名簿」と題する名簿並びに「ポドベチニコフ作成「名誉回復者」名簿に基づくポロナイスク地区関係者40名一覧表・名誉未回復関係者33名一覧表」と題する一覧表、「サハリン州ポロナイスク地区先住北方少数民族被抑圧者名簿⁽¹⁾」及び「サハリン州ポロナイスク地区先住北方少数民族被抑圧者名簿⁽²⁾」と題する名簿を管理している。

二の2について

政府としては、御指摘の「サハリン少数民族の旧日本軍従軍の事実」について、調査することとは考えていない。

三について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十年四月三十日内閣参質一六九第一一二号)二の2についてでお答えしたとおりである。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二五円 (本体 一〇円)